

群馬縣之林業

群馬縣林務課編

14.21

769

14.21-769



1200501163520



始



群馬縣之林業

納本

緒言

本書は群馬縣の林業に關する施設經營及其の成績を蒐集したるものなるも紙面に限りあるを以て僅に其の一端を摘録したるに過ぎず、而して最近の事實に基き集録することに努めたりと雖精粗當を得ず、是正を要する點少しとせず、後日の推敲に俟つ

昭和九年三月

群馬縣林務課



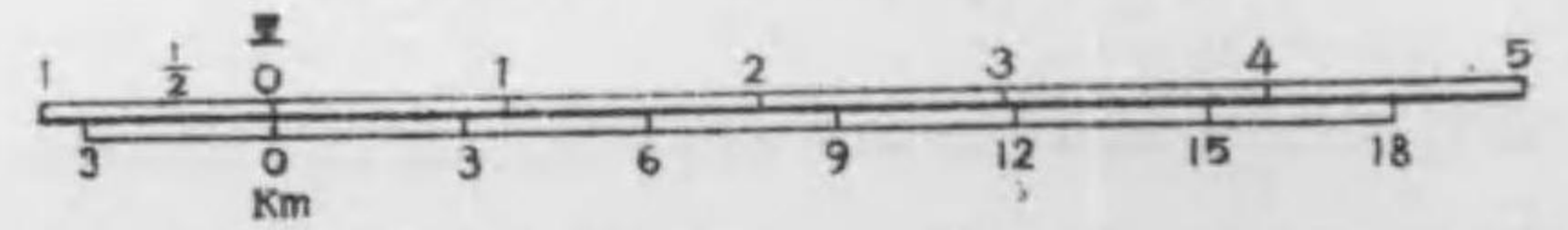
群馬縣林業施設圖



圖



尺例比一之分万十三

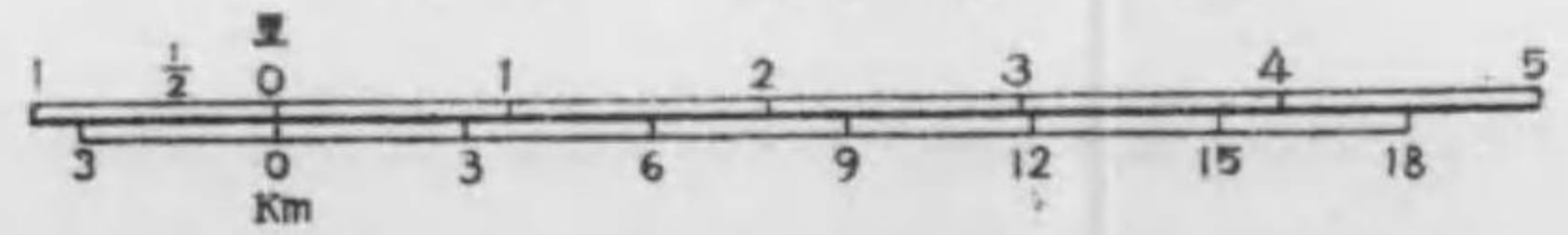


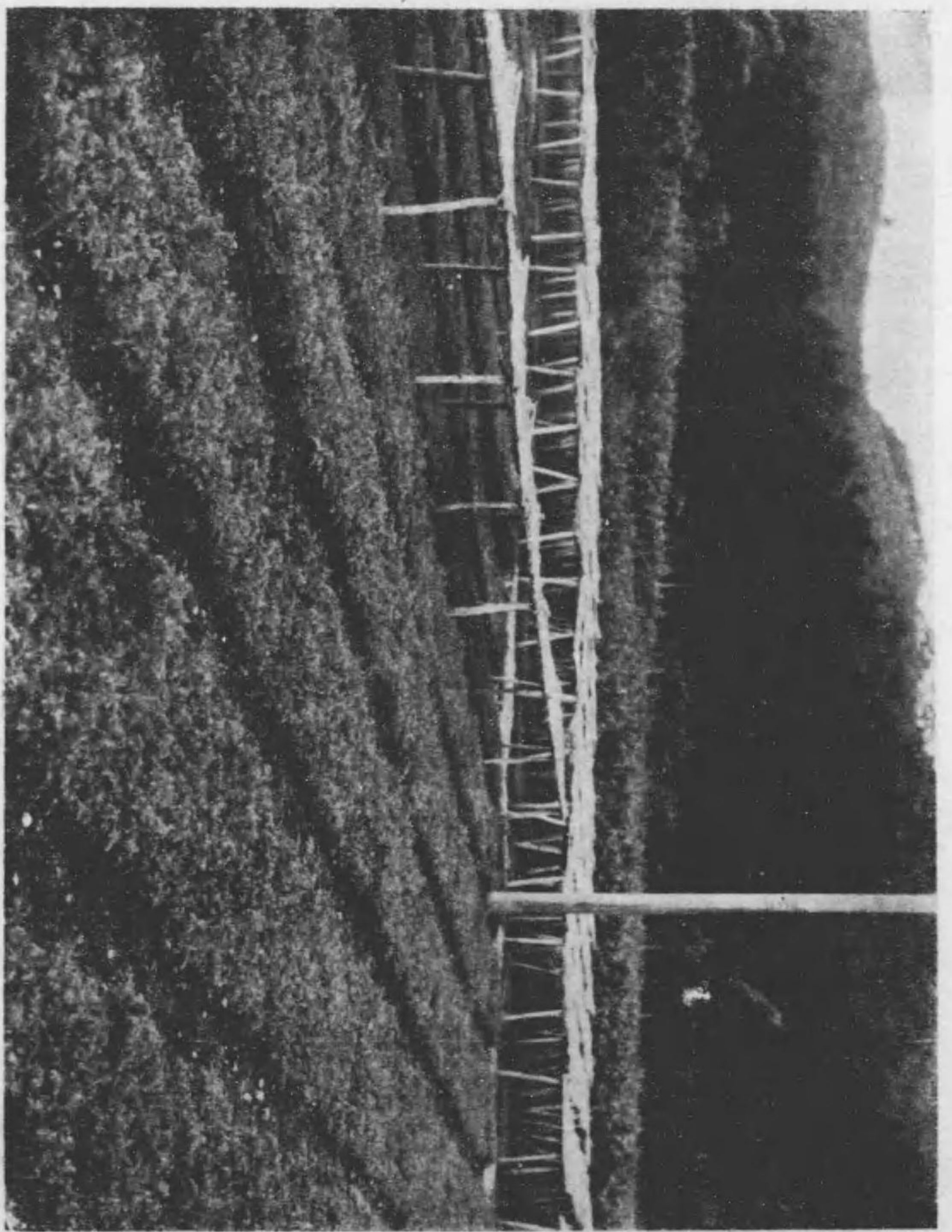
例	九
-----	界 縣 國
- · - · - · -	界 市 郡
- - - - -	界 村 町
	沼 湖 川 河
	道 鐵
	事 工 旧 復 野 林 廢 荒 (救 區 局 時 害 災 地 廢 荒)
	林 有 縣
	圃 苗 有 縣
	道 林 有 縣
	所 出 派 所 支 所 查 檢 炭 木

長 野 縣

縣 玉 埼

尺 例 比 一 之 分 万 十 三





群馬郡金島村外一町所在縣設樹苗圃にして面積約四町歩、養成樹苗は杉、扁柏、赤松、黒松、落葉松、榎、椎、金松、唐檜、ヒメカラマツ、ヒメシャクナゲ、公孫樹、欒、柳、白松、櫻、紅葉、栗、胡桃、アカシヤ、漆、桐等とす。



北甘樂郡妙義町所在大桁山縣有林明治四十四年度
杉造林地の林相及昭和七年度に開設したる幅員四
米延長二、九二八米の林道の一部とす。



多野郡中里村大字魚尾所在荒廢林地復舊工事
施行後の状況にして、直下に魚尾部落を控へ
工事施行前は區域内一帯に地辻地層とす。
工事施行 昭和五、六年度
施業面積 一町歩



↑
前 行 施



←
施 行 後

多野郡万場町大字鹽澤所在荒廢林地復舊工事地の工事施行前、後に於ける状況にして嘗て地盤移動し崩壊をなしたる箇所とす。
工事施行 昭和六、七年度
施業面積 四町二反歩

群馬縣之林業

目次

第一、總	地	說	一
第二、土	象	地	一
第三、氣	口	象	二
第四、戶	業	口	三
第五、產	政	業	四
第六、維新前の林政	維新後の林政	政	五
第七、維新後の林政	林野の概況	維新後の林政	七
第八、林野の概況	地況	林野の概況	九
第九、地況	林況	地況	一〇
第十、林況	林野面積	林況	一二
第十一、林野面積	植伐状況	林野面積	一三
第十二、植伐状況		植伐状況	一四



(一)	造林狀況	一四
(二)	伐採狀況	一六
	五、林産物の生産狀況	一七

第四、治水及國土保安的施設

	一、保安林及森林開墾禁止制限	二二
(一)	保安林	二二
(二)	民有保安林整理	二五
(三)	森林開墾禁止制限	二八
(四)	標柱建設	一九
	二、荒廢林野復舊事業	三一
(一)	荒廢地復舊事業	三一
(二)	災害林野復舊事業	四〇
	三、公有及社寺有林野	四二
(一)	部落有林野統一並入會整理	四二
(二)	管理區分案及施設計畫案編成	四四
(三)	公有林野ノ造林獎勵	四六
(四)	社寺有林野	四八
	第五、林業獎勵施設	四九

第六、縣有林經營施設

	一、樹苗養成獎勵	四九
	二、民有林造林獎勵	五一
(一)	薪炭林改良獎勵	五一
(二)	治水關係地造林獎勵	五二
(三)	水源涵養造林獎勵	五三
(四)	民有林造林獎勵	五四
	三、竹林改良造成獎勵	五五
	四、林業共同施設獎勵	五六
	五、森林組合設立獎勵	五八
	第六、縣有林經營施設	六〇
	一、縣有模範林	六〇
(一)	從來模範林	六〇
(二)	移管模範林	六一
(三)	御成婚記念模範林	六三
(四)	縣營林道	六七
	二、縣設樹苗圃	六八
	第七、木炭檢查	七四
	一、木炭檢查實施の沿革	七四

- 二、検査機関.....七五
- 三、検査成績.....八〇
- 四、指導奨励.....八八

第八、時局匡救事業

- 一、荒廢林地復舊事業.....九一

- 二、林道開設事業.....九二

- (一) 縣營林道.....九二
- (二) 町村營林道.....九二

- 三、炭窯構築助成事業.....九四

第九、林業團體

- 一、群馬縣山林會.....九五

- 二、森林組合並同聯合會.....九六

- (一) 森林組合.....九六
- (二) 群馬縣森林組合聯合會.....一〇〇

- 三、木炭同業組合並同聯合會.....一〇一

- (一) 木炭同業組合.....一〇一
- (二) 群馬縣木炭同業組合聯合會.....一〇二

- 四、群馬縣林業種苗協會.....一〇二

群馬縣之林業

第一、總說

本縣は關東の西北部に位し上野國を管轄す東は栃木縣に西及北は長野縣に南は埼玉縣に東北は福島、新潟の二縣に界す、東徑百二十八度二十四分乃至百三十九度四十分、北緯三十五度五十九分乃至三十七度三分の間に位し、廣袤東西二十四里十五町南北三十里十二町總面積四百十方里に及び、東、北、西の三方は山岳重疊し南は關東平野に連り、利根外八大河川其の間を貫流し、從つて南部に農、蠶、工業等各種産業の發達著しく、汽車、電車網の普及年と共に顯著にして運輸交通至便なり。

一、土地

本縣に於ける土地總面積は五十四萬七千七百四十七町にして民有地五割七分、國有地三割六分、御料地七分にして其の内譯左

地種別	所有別		計
	御	國有	
其原山宅畑田	三四、七〇五	一九六、二一〇	三三、五八七
他野林地	二五	五九九	七七、六〇五
計	三四、七三〇	一九八、一二二	五四七、七四七
			一〇、一四九
			一五七、〇四二
			二九、四九〇
			七、〇二二
			三〇、〇八九
			八、三六〇



14.26769

二、氣 象

地勢一様ならざるを以て氣象も亦自ら同じからず、勢ひ山間部と平垣部とに區分せらるゝも、縣の中央に近き前橋を標準として最近十ヶ年間の現象を記せば年内の平均温度は攝氏十三度一にして、其の最高三十五度六最低零下八度五を越ゆること稀なり。湿度は平均六十九度九にして晴天百七十日内外、曇天百五十日の範圍を出づること少し。風向は常風を西北風とし冬季寒害を蒙るの時は北風にして、最強二十七米を越ゆることあり、降水量は千四百五十耗内外なりとす、今前橋測候所に於ける十ヶ年間の觀測を掲ぐれば左の如し。

前橋測候所に於ける觀測

年次	氣 温			日 照 時	降 水 量
	最 高	最 低	平 均		
大正一	三三、三	(-) 一、八	一三、四	二、三九〇、九	一、四五九、七
大正二	三三、三	(-) 六、二	一三、一	二、六三一、七	一、〇〇八、八
大正三	三三、〇	(-) 六、九	一二、九	二、四三三、三	一、三三九、六
大正四	三六、五	(-) 九、〇	一二、六	二、六〇三、八	九六八、三
大正五	三五、九	(-) 一〇、四	一三、〇	二、五三一、六	一、二三三、五
大正六	三七、一	(-) 七、三	一三、〇	二、二九三、九	一、三八九、二
大正七	三五、三	(-) 八、八	一三、三	二、三五四、五	一、二九八、二
大正八	三五、〇	(-) 六、九	一二、七	二、二六八、九	一、一八四、八
大正九	三七、四	(-) 八、三	一二、九	二、二五五、五	一、一三八、八
大正十	三五、六	(-) 七、三	一三、一	二、一七六、一	一、三五二、五
昭和元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇	二、三九四、〇	一、二三七、三
昭和二元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和三元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和四元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和五元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和六元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和七元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和八元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和九元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
昭和十元	三五、九	(-) 九、〇	一三、〇		
平均	三五、六	(-) 八、五	一三、一	二、三九四、〇	一、二三七、三

三、戸 口

本縣は前橋、高崎、桐生の三市勢多、群馬、多野、北甘樂、碓氷、吾妻、利根、佐波、新田、山田、邑樂の十一郡二百二ヶ町村より成り昭和五年十月一日に於ける國勢調査に依る人口は百十八萬六千八百八十人にして之を郡市別に示せば左の如し。

郡市名	世帯數	人		計
		男	女	
勢多	二〇、四三四	六一、〇七〇	六二、三七〇	一二三、四四〇
群馬	二五、七三四	七二、二九三	七四、六四七	一四六、九四〇
多野	一五、一六一	三九、六一二	四二、〇四九	八一、六六一
北甘樂	一五、四三五	四二、四六一	四三、八一八	八六、二七九
碓氷	一二、五八三	三三、三五二	三四、二七四	六七、六二六
吾妻	一二、二四六	三二、七七四	三一、四九八	六四、二七二
利根	一六、一一九	四二、六一九	四〇、八七一	八三、四九〇
佐波	一九、六〇九	五三、五〇六	五六、五七五	一一〇、〇八一
新田	一三、〇二三	三五、二五六	三八、〇〇九	七三、二六五
山田	一〇、〇六四	二七、〇一八	二九、一一七	五六、一三五
邑樂	一七、七六一	四六、一六七	四八、九六五	九五、一三二
前橋	一六、三五五	三九、一七六	四〇、七四九	八四、九二五
高崎	一二、二四六	三〇、二七二	二九、六五六	五九、九二八
桐生	一〇、二五五	二五、四三一	二七、四七五	五二、九〇六
計	二一七、〇二五	五八一、〇〇七	六〇五、〇七三	一一八六、〇八〇

四、産 業

本縣は蠶絲縣と稱せられ養蠶、製絲業の發達著しく普通農事に亞く重要産業たる地位を保ち、且桐生、伊勢崎方面に於ては織維織物工業の發達見るべきものあり、斯かる關係上林業又は林産業の如きは未だ不振の域を脱せざる觀あり。今昭和七年に於ける主要産物の生産額を擧げんに左の如し。

郡市名	農 産	畜 産	林 産	鑛 産	水 産	工 産	計
勢 多	六、四四五、四九三	九三、一八五六	四四三、五五六	一〇六、三五六	三六、七〇三	三、七三三	一三、一四六、一四七
群 馬	六、八四六、二二一	三九七、八九一	二二五、七二四	六九七三	三〇、一七七	五、五五、六八一	一三、〇一〇、〇六七
多 野	二、九四四、七三三	二七三、六二四	四三三、六七九	三〇、四〇〇	四二、七三六	五、五八一、四〇七	九、二八六、五六九
北 樂	三、六六八、三九九	二一九、七二七	三八六、五六五	一八、八九九	一四、〇一五	五、七七、八五〇	一〇、〇三三、四一五
確 水	三、三三四、三三八	一六四、五三四	二五二、〇三三	六四、九四四	六五、七六三	四、八三三、四〇九	八、〇六五、〇一七
吾 妻	一、八八〇、五四四	一一四、四三八	六六八、八八五	五〇、三六六	一〇、五七八	一、三三七、〇〇三	四、四三九、八六四
利 根	二、七九一、五〇〇	一四九、五三三	六六三、六八八	一一、四七七	三三、二六四	一、六四三、一三九	五、二九一、四七二
佐 波	五、六〇五、五六六	二七九、五三七	八三、三〇一	七、三〇二	四三、一九〇	一、〇一三、七二七	一〇、〇九七、〇三三
新 田	四、五八三、七九九	三三三、六六〇	五三、三三三	四三、八六〇	四、四一〇	六、〇一八、〇一一	一〇、九七二、〇三三
山 田	二、一九三、九二二	一五二、一四六	一六八、七五七	一〇、九三三	三、〇六四	一三、七三三、〇五五	一五、二六三、八七四
邑 樂	四、七八六、一四三	二九一、〇四〇	三三、二三五	二五、九八八	三三、九七五	一三、二八七、七四二	一八、四五六、一〇三
前 橋	三三三、五九五	一七〇、八二六	一八五	一三、三〇〇	三、八九〇	一三、二七、〇九六	一三、八二一、九〇六
高 崎	五六三、五三三	二四四、三四五	八、八七七	三六、七九	四、一七八	一三、〇八、〇六一	一三、九四三、七六五
桐 生	五六、七四九	一四八、〇一三	五、一三〇	一、七五五	一、〇四五	二、五、〇〇一	二、五八二、八八〇
計	四六、三七九、三九三	三、八八〇、一四〇	三、三四〇、八三七	八八〇、二一〇	三六、一〇一	一三、七五五、六七五	一七九、五七七、二四七

第二、林 政

一、維新前の林政

管理機關 本縣は維新前に於ては伊勢崎、吉井、小幡、沼田、安中、館林、七日市、高崎、前橋の九藩に分たれ林野の廣狹に依り各林政機關を異にせるも各藩各々山奉行、肝煎、手付を主務吏となし其の下に世話役、山守等を置けり。山奉行は藩士中扶持七十石乃至九兩三人扶持取りの者より登用し、山林事務の總理をなし材木商等は何れも山奉行の監督に屬せり。

肝煎は五兩乃至二人扶持取り者より登用し、勤務中年金五兩を給せらる、其の職務は山奉行に従ひ山林事務を調理し且つ藩林を巡視せしめたり。

手付は足輕中より撰拔し、其の給與は三兩二人扶持乃至二兩二歩一人扶持位なり、其の職務は山奉行の指揮に従ひ藩林を巡視せり。山守は毎林一人を制とせるも數人を置きたる所あり、多くは穢民を以て之に充つ、年金を賜ると雖も其の額多きも一貫匁に満たず、林中に居住し年金なきものありては平常下草落葉を採取し又枯損木或は用材伐採の際に其の枝を下付せる箇所ありき。

又藩林所在の村には組頭の中より一人を撰拔し世話役となし、山林保護に當らしむ、其の手當は一ヶ年凡そ一貫文なり、勤務年數或は功勞に依り羽織袴を着くるを許可せる等のことありたり。

其他預り人と唱へ地元村の者の内五、六名乃至二十名を撰拔し其の保護を委託せり。

管理方法 山林保護に關しては規則制札等の設けあるは少なく、多くは春秋二回代官役の者一名各村に出張し、各戸主を召集し條目と唱へ個條書を讀聞かすを例とす、制札の主なるものは「第一此の林には猥りに入るべからず」「第二此の林へ野火付

く可からざること並に鎌入るべからざること」等を記載せり、而して山奉行は年一回或は二回森林を巡視し大面積の森林を伐採するに當りては肝煎と共に隔日に其の場に臨むを常とせり、特に高崎藩に在りては元録年間祖先右京大夫輝真茲に來任するに當り各地の山林一般衰頹の色あるを見、之を憂ひ山奉行に諭達し林政を擴張し山林衰勢の挽回に努めたり。

當時の諺に「一山二堰三郡」と唱へ人物を撰定し藩吏を待遇せり、殊に高崎は中仙道の要衝に位し諸藩通行路に當るを以て専ら樹林を繁殖し外見を修飾せんとせり、然れ共後世家風一遷武藝のみを貴ぶに及び山奉行等の權威は大に衰ふるに至れり。

犯罪處分 犯罪罰則としては各藩により異なるも多くは伐採木を作事方に没收し、經き者は腰繩又は手錠村預けとなし重きに從ひ入牢或は領分拂となす、特に館林藩に於ては輕き者に對しては赤き頭布を冠せ、掃除人足に無賃にて使役せり、沼田藩に於ては藤原村の内湯の小屋の荒地開墾の爲め差遣したり之れ俗に山流しと云ふ、永年苦役せしめ謹慎悔悟の者には免罰歸村せしめたる例あり。

保護及繁殖 山林伐木跡地は鎌止をなし一切刈取を禁じ實生の稚樹或は萌芽を保護し又は補植せり、其の植付けは多くは内密に之れを林守又は村内有福の者に命じ獻植せしめ、成業の上は苗字帶刀を許したる等の例あり、或は藩に於ては苗木を買入れ又は苗圃を設置して養成せしものあり、植付人夫には一日玄米二合五勺を給せり。

伐採利用 伐採は藩邸の建築營繕を主とし又は市中火災等の際は一戸に付松目通二、三尺のもの三十本宛救助として下付せる藩あり、又雜林を助成林と唱へ人民を救助するの目的とせる所あり、要するに一般に伐採を制限し殊に松、杉、一二種は容易に之を伐採するを許さず、之れ等の喬木は土地の裝飾ともなるに依る、爲めに人民居宅週邊の樹木及社寺境内の樹木等に至る迄之を伐採せんとするときは、先づ之を藩廳に届出でしめ手付と民事係役人と出張見分の上風致に關係なければ所有主より伐木書を出さしめ然る後之を許可せり。

官林下草及落葉の採取は四月より八月迄を限り刈取りを許し、人毎に腰札を渡し札一枚に付金三朱或は五朱を收めしめたり。

二、維新後の林政

封建時代に於ける各藩の林政は殆ど其の揆を一にして一般森林に對する保護の周到なる刑罰の嚴酷なる蓋し今日の保安林の取締りと同様周密なるものありしも、明治初年大政の變革と共に林政亦甚だしく弛廢し更に明治三十年森林法施行せらるゝや大に殖林事業を奨励すると同時に一面國土保安上並に風致防風等必要な所は悉く之れを保安林に編入し、尙進んでは從來の慣行山野火入の取締を嚴にすると共に治水上必要な區域は開墾禁止制限地を設定し、其の他各種の奨励方法を講じ今日に至れり。

今林政に關し主要事項を記せば左の如し。

明治二十二年 官林火災に關し平素の注意及消防取締に付訓令す。

明治二十九年 市町村立小學校植栽規則を設け小學兒童の愛林思想を漸養す。

明治三十年 市町村基本財産の蓄積を奨励す。

明治三十一年 郡基本財産の蓄積を奨励す。

明治三十五年 林業巡廻教師一名を設置し林業の指導奨励並に森林法施行に關する用務を擔當せしむ。

明治三十八年 山野火入取締規則を定め野火の取締を嚴密にす又公有林野の造林を奨励せしが爲縣費を以て補助金の交付を爲す。

模範林を設置し造林事業に着手す。

森林法令施行規程及同手續を定む。

明治四十年 森林調査を開始し保安林の編入調査を爲す。

明治四十一年 森林開墾禁止制限地の調査を開始す。

明治四十四年 植樹獎勵の爲樹苗圃を設置し樹苗の交付を企つ。
樹苗下付規程を定め樹苗を交付す。

荒廢地復舊費補助規程を定め山野荒廢地の復舊を計る。

森林組合規則を定む。

河川流水規程を定む。

樹苗病菌驅除豫防規則及同施行心得を定む。

大正三年 竹林栽培補助規程を定め其の増殖を計る。

造林及苗圃補助規程を定め造林苗圃の設置を獎勵す。

大正四年 公有林野整理の實行に着手す。

大正七年 林野基本調査を計劃し林業に對する根本的調査に着手す。

副業獎勵（木炭、椎茸、山葵）の指導に一段の進歩を計る。

大正八年 部落有林野統一補助規程を定め其の獎勵を計る。

大正十一年 治水關係地造林補助規程を定め保安林並に森林開墾禁止制限地其他之れと同様なる地域の造林を獎勵す。

薪炭林改良補助規程を設け荒廢せんとする薪炭林の改良を獎勵す。

竹林造成補助規程の一部改正し模範指定竹林設置を獎勵す。

大正十三年 御成婚記念模範林を設置す。

農務課の一部たりし林務係を獨立して新に林務課を設置す。

大正十四年 模範指定竹林補助規程を定め一般竹林造成の補助を廢止す。

大正十五年 風致、防風林の設置を獎勵せむ爲縣有樹苗下付規程を定め無償下付を開始す。

昭和元年

林業共同施設補助規程を定め林道、索道、貯木場、木炭倉庫等の設置を獎勵す。

昭和二年 森林組合聯合會事業を助成する爲補助金の交付を開始す。

郡制の廢止に伴ひ林業技術員を樞要の地に駐在せしめたるも翌三年之れを廢止す。

昭和三年 水源涵養造林補助規程を定め治水關係地造林補助規程を廢止す。

昭和四年 縣費支辨荒廢地復舊工事直營規程を定む。

昭和五年 荒廢地復舊事業補助規程を定め荒廢地復舊費補助規程を廢止す。

民有林造林補助規程を定め水源涵養造林補助規程を廢止す。

公有林野補助規程を定め造林補助規程を廢止す。

昭和六年 木炭業界の改善を計る爲木炭縣營検査を實施し之れに伴ふ諸規程即ち木炭検査所規程、木炭検査規則、同施行細則、木炭手數料規則、木炭検査所職員制服制、木炭検査員採用規程、標準木炭査定會規則、木炭検査所處務規程等を制定し検査機關の充實を期す。

模範指定竹林補助規程を廢止す。

昭和七年 時局匡救事業として荒廢林地復舊事業、林道開設事業並炭窯構築助成事業を實施し山村の振興を計り之れに伴ふ炭窯構築助成規程、市町村林道開設事業資金貸付規程を制定す。

昭和八年 前年より開始したる市町村林道の開設に關する市町村林道開設助成規程を定め時局匡救事業の助成を計る。

第三、林野の概況

本縣林野の分布は普遍的ならず、西、北、東の三方面は山嶺重疊起伏し、兀突たる連嶺は縣境を繞りて蜿蜒相連り、地勢南に

向つて展開す、農耕地は主として東南部に發達し林野との限界は自ら明瞭なり。
 而して林野の總面積は四十餘萬町歩に達し、何れも治水難を以て著名なる利根、渡良瀬川若は其の支流水源地に蟠布す、從つて林野經營の適正、消長は實に直接に本縣のみの利害關係に止まらず、間接に下流數府縣の治安に關係するを以て本縣林野の經營は極めて重要性を帯へる感あり。

翻て本縣の歴史を繙くに古來小藩分立且領主の變遷頻繁にして功を永遠に歸すべき林業の開發の如きは施設の微すべきものに乏しきのみならず、維新後一時網紀の弛廢と、利根川の利便とは、自ら森林の經濟的利用に偏重し、濫伐を誘致せり、殊に輓近文化の向上と木材需要の趨勢とは、中央市場に對する地理的關係と相俟つて此の弊を助長したるもの、如く老齡林は漸次幼齡林に變し、鬱蒼たる森林は僅に國有林の一部及北境深山幽谷に其の殘骸を留むるに過ぎざる現況となれり。

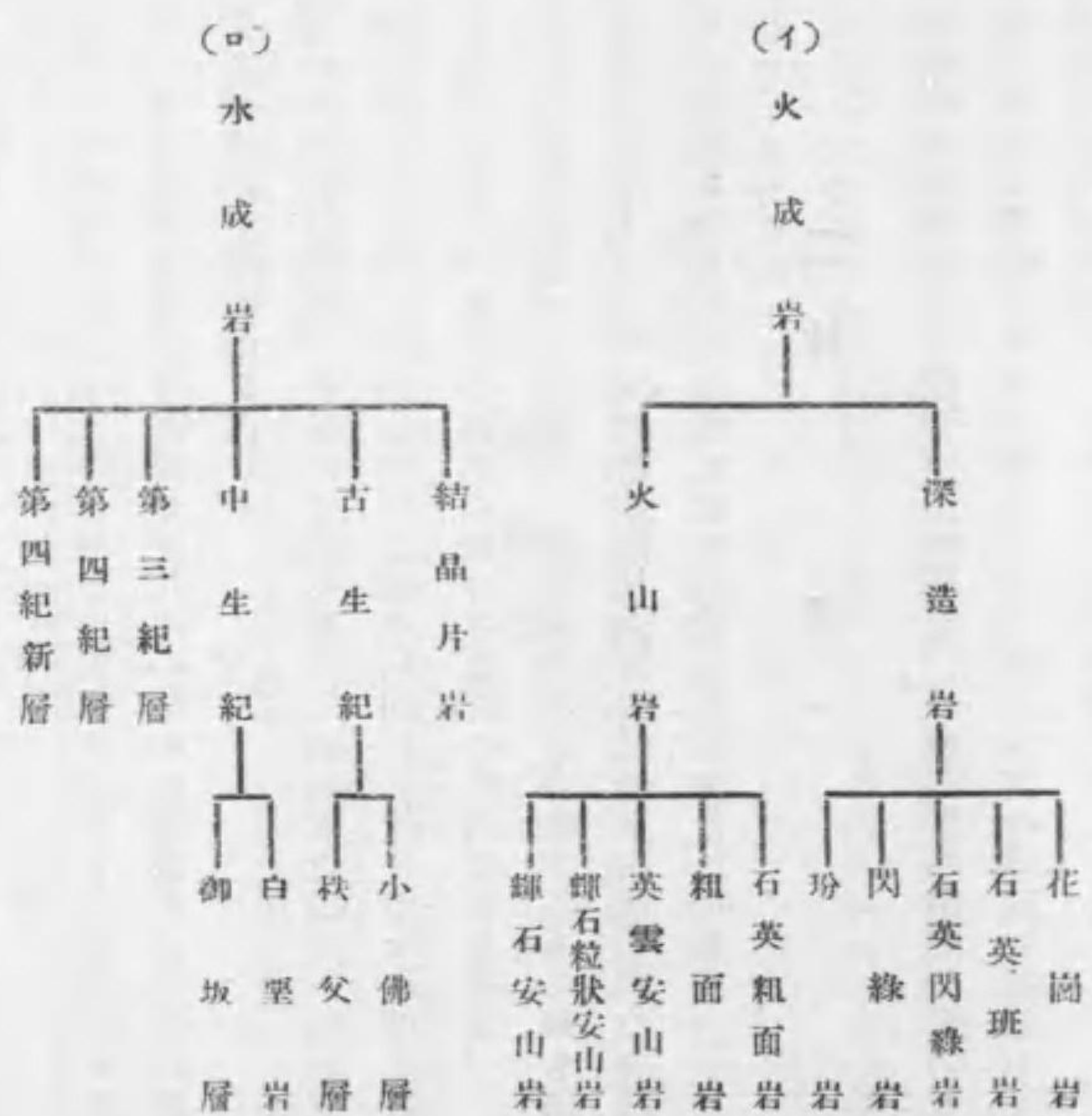
一、地 况

地 勢 本縣を貫流する利根川は水源を北方利根郡水上村に發し、漸次南下して、赤谷、片品、吾妻、烏、鍋、神流の諸川を併合し蜿々として南下し水源を栃木縣足尾町より發する渡良瀬川を合流して縣外遠く流下す、則ち本縣は八大流域に區分せらるゝも、尙新潟縣内只見川、中津川流域に屬する地域約七千四百九十町歩あり。

地形は概して南下し海拔最高二千五百七十七米突、最低十六米突なり、而して山脈は東北方の福島、新潟兩縣より來り、其の脈岐れて一つは西方に趨き起伏して刀嶺、烏帽子、稻妻、岩塚、白根、萬座、吾妻、鼻曲の諸山を爲し南に折れて碓氷、荒船、御荷鈴の三嶺崛起し埼玉縣に連る、一つは東南に蜿蜒して、中俣、白根、袈裟丸の數嶽となり下野に走る、又縣の中央部東西に聳立する赤城、榛名、妙義の三山あり。

斯くの如く地形錯雜せるを以て各流域水源部は地勢大概急斜地多きも下流部に於ては平坦地尠ならず、殊に本縣南部は集約的農業經營地あり所謂關東平野の一部なりとす。

地 質 本縣に分布せる岩石を列記すれば左の如し。



其他石灰岩、蛇紋岩あり、石灰岩は結晶片岩、古生紀秩父層に現はれ、蛇紋岩は花崗岩、石英閃綠岩、輝石安山岩、小佛古成層中に露出せり。而して花崗岩は主として利根郡の北部並に勢多郡の東北部に現出せるも其の區域甚だ狭小にして石英班岩は花崗岩の現出せる附近に出現せるのみなり。

石英閃綠岩は、清水越山脈の基岩をなし、閃綠岩及玢岩は利根郡品川水源地の狭小なる區域に散布せられ、石英粗面岩及粗面岩は北甘樂郡縮川の上流部秩父古成層中に小露出せり、又英雲安山岩は利根郡南部に輝石粒狀安山岩は吾妻郡吾妻川の中間部に同様小露出す、輝石安山岩は其の區域最も擴大にして本縣の大半は本岩に屬し諸々に聳ゆる高峰は概ね此の岩石より構成せらる。

結晶片岩は縮川の中間部に、古生紀小佛層は渡良瀬川沿岸山田郡地内の山岳地方を構成するの外利根郡品川上流部に小露出するのみなり、古生紀秩父層は多野郡神流川の一帯の山岳部を占め其の區域狭小ならず、而して中生紀白堊層は秩父層の地帯中低き部分即ち神流川沿岸の地を占む。

中生紀御坂層の大部分は利根、吾妻の兩郡に跨り三國山附近即ち上信越三國境をなせる連山の一部を構成せり。第三紀層は相離隔して各所に現出し縮川と碓氷川間に起伏せる丘陵地は其の廣袤最も大なるものにして縮川以南に露出せるもの之れに次ぎ其の他山田、新田の郡界に於ける丘陵の西南部をなせり。

第四期古層は主に臺地を構成し利根川、渡良瀬川間に存在するもの最も廣大にして利根川烏川間に存在するもの之れに次ぎ尙又其の他の臺地に露出す、第四期新層は河川沿岸の低地を占領し其の區域廣大ならず、其の比較的廣大なる所は利根川沿岸の地にして更に渡良瀬川及烏川の沿岸に於て相當なる區域をなせり。

二、林 况

本縣の森林は植物帶上大部分は溫帶南部に屬し、平垣部即ち南部に暖帶北部の植生を散見し、國境又は各所に屹立する高山の上部界は溫帶北部より寒帶に屬する部分あり、而して其の林況を概観するに大半は幼齡林にして林力に乏しく蒼鬱たる老齡林は國有林及北境僻遠の地に其の片影を留むるに過ぎず。

更に轉じて民有林の林況を細叙せむに、ぶな、いぬぶな、みづなら等の天然潤葉樹林は其の過半を占め、針潤混淆林之れに亞ぎ、しらべ、つが、もみ、とうひ、あかまつ等を主林木とせる針葉樹林は立木地全面積の約五分に過ぎず、又人工造林地は立木地全面積の約二割五分を算し、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ等の針葉樹林大部分を占め潤葉樹造林樹種は、くぬぎ、けやき、あかしあ、くり等とす、今試みに縣下林野の林相を形成せる主要林木を擧げんに針葉樹にありては前記樹種の外、あすなら、ひめこまつ、はいまつ等を算し、潤葉樹は常綠樹として、かし、しひ、つげき、ひさかき等を落葉樹として前掲の外、こなら、おほなら、かしわ、しで、さくら、いたやかへで、ほ、とち、かつら、しほじ、くるみ、はんのき、はりぎり、みづき、りようぶ、どろ、やしやふし等とす。

以上の外無立木地は二萬千餘町歩にして林野面積の一割二分に相當し、或は放牧用地として、或は採草用地として又は開墾適地として充當せしむるの要あるべきも將來林業經營地として概略其の五割内外を豫定するを妥當とすべし。

三、林野面積

本縣森林原野の總面積は四十萬百餘町歩にして土地總面積の約七割三分に當れり、内御料林野一萬八百餘町歩、國有林野十九萬六千町歩、民有林野十九萬三千餘町歩とす、而して御料林野は主として赤城、榛名及子持の山頂部に蟠布し、國有林野は概ね各河川の水源地帯にありて山岳の中腹以上を占め、民有林野は山の中腹以下若くは之れ等林野の間に介す、其の分布の狀況左の如し。

林 野 面 積 (昭和七年)

郡市名	御料	國有	民有				合計
			公有	社寺	私有	計	
勢多	三、七、七三(町)	四、六、八九(町)	一、八、七六(町)	二、〇、五、〇六(町)	三、三、〇、九三(町)	三、三、三、四一(町)	
馬場	一、〇、三、三〇(町)	三、六、五、一一(町)	三、二、八、一九(町)	一、五、三、五一(町)	二、一、七、七七(町)	一、六、二、九一(町)	
合計	四、八、〇三(町)	八、三、四〇(町)	五、一、六五(町)	三、五、八、五七(町)	八、七、五二(町)	一、三、五、八〇(町)	

計	多野北甘										
	生	崎	橋	樂	田	田	波	根	妻	水	野
10,856.6											
195,987.7											
17,133.1											
3,133.7											
173,085.1											
193,348.9											
100,143.1											

四、植伐状況

(一) 造林状況

明治三十九年縣有模範林を設置して施業經營の範を示すと共に民有林野の造林を勸奨したる爲、毎年約一千町歩内外の造林を見るに至れり、然るに造林の主要樹種たる杉苗木は明治四十年以來赤枯病菌の蔓延により養成上甚しき困難を招き延て苗木の不足と價格の暴騰とにより漸次勃興せんとせし杉の造林事業に影響する處甚大なるものあり、依て縣は大正元年樹苗痛菌驅除豫防規則を發布し、之が驅除豫防に努め更に同九年度よりは病菌驅除豫防費の全額補助の途を拓き完全なる苗木の養成を奨励せし結果漸時其の効果を收め生産の増加を見るに至り爲に杉の造林は其の後増加の趨向を示すに至れるも近年一般經濟界の不

民有林野造林面積

振に伴ひ長伐期用材林の造林樹種は漸次其の数を減じクヌギ、アカシアの如き短伐期薪炭林の造成増加の趨勢にあり、即ち左の如し。

年次	樹種	大正									
		四	四	四	三	元	五	四	三	二	一
明治	スギ	5,856.6	6,100.1	6,911.3	7,881.2	8,838.8	9,990.0	11,211.4	12,511.0	13,972.1	15,596.1
明治	ヒノキ	218.5	211.1	217.2	223.7	230.2	236.7	243.2	249.7	256.2	262.7
明治	マツ	111.1	117.2	123.3	129.4	135.5	141.6	147.7	153.8	159.9	166.0
明治	カツラ	242.7	237.7	232.7	227.7	222.7	217.7	212.7	207.7	202.7	197.7
明治	クヌギ	134.2	130.2	126.2	122.2	118.2	114.2	110.2	106.2	102.2	98.2
明治	ケヤキ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
明治	其他	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9	23.9
明治	計	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8	1,176.8
明治	指數	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
明治	竹林指數	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
明治	指數合計	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7	144.7
明治	指數	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

昭和	元五				
	七	六	五	四	三
七	四九四、八	六九五、〇	六六七、九	五七三、二	五三八、五
六	七三、四	一六四、〇	一四一、三	一三〇、四	一二三、八
五	一八六、八	一八八、〇	一六六、九	一四六、五	一〇一、五
四	八七、二	一四四、二	二四九、一	二四七、八	二六五、三
三	一七五、六	一六二、〇	二二一、八	一九四、九	二六五、七
二	三	八、五	三、一	五、二	五、二
元	一、〇〇六、六	三、一、八	四、四、五	二、五、八	一、九、九、八
五	二、二、五	一、一、五	三、六、二	一、五、八	一、〇、〇
四	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五
三	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五
二	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五
七	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五	一、一、五

(二) 伐採状況

民有林の伐採は年により多少の消長あるも概観すれば漸次増加の傾向にあり、之れ即ち交通機關の發達、充實と山村の疲弊に基く私經濟狀態の逼迫等種々錯雜したる原因に依るべしと雖毎年の造林成績に對し其の懸隔甚しき感なき能はず、今伐採の状況を示せば次の如し。

民有林野伐採

年次	針葉樹		闊葉樹		材計		薪炭材		竹材		合計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
大正三	一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七
四	一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七
五	一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七
六	一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七	一、一七九、三五七

大正	昭和				
	元	一	二	三	四
七	三〇三、〇	三〇三、〇	三〇三、〇	三〇三、〇	三〇三、〇
八	四一〇、〇	四一〇、〇	四一〇、〇	四一〇、〇	四一〇、〇
九	四二八、二	四二八、二	四二八、二	四二八、二	四二八、二
〇	四二七、五	四二七、五	四二七、五	四二七、五	四二七、五
一	四三〇、三	四三〇、三	四三〇、三	四三〇、三	四三〇、三
二	一、〇〇一、三	一、〇〇一、三	一、〇〇一、三	一、〇〇一、三	一、〇〇一、三
三	四六七、四	四六七、四	四六七、四	四六七、四	四六七、四
四	二五八、九	二五八、九	二五八、九	二五八、九	二五八、九
五	三六二、七	三六二、七	三六二、七	三六二、七	三六二、七
六	三六五、二	三六五、二	三六五、二	三六五、二	三六五、二
七	三九七、五	三九七、五	三九七、五	三九七、五	三九七、五
八	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
九	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
〇	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
二	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
三	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
四	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
五	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
六	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一
七	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一	三九七、一

五、林産物生産状況

昭和七年に於ける本縣林産物生産總額は五百五十六萬餘圓にして内主要なるものは木竹材の百五十萬八千圓、木炭の百六十三萬六千圓、林産加工品の二百七萬五千圓、林野雜産物の三十四萬三千圓にして其の趨勢左の如し。

(イ) 木竹材生産額

年次	種別	薪炭材		竹材	計	指数
		材	薪			
大正	三	三九九、七六六	四五五、八六八	四二、七七九	八九八、四一三	一〇〇
	四	四四二、六四五	五五〇、七六五	五一、六八五	一、〇四五、〇九五	一一六
	五	六〇二、七四〇	五九七、二七四	六四、一八二	一、二六四、一九六	一四一
	六	八四六、七七九	八八三、五五五	八六、七五六	一、八一七、〇九〇	二〇二
	七	一、〇〇六、六一〇	一、一八六、八七九	一二五、五七八	二、四一九、〇六七	二六九
	八	一、七二三、四六〇	二、〇六二、九九六	一七四、七三三	三、九六一、一八九	四四一
	九	一、二五四、四六三	一、三八〇、二五七	一四一、〇七一	二、七七五、七九一	三〇九
	〇	二、一六六、七三三	一、五七三、六三〇	一五六、六五一	三、八九七、〇一四	四三四
	一	二、二三四、七〇七	二、二一一、〇一五	一三七、六三六	四、五八四、三五八	五九〇
	二	二、八一九、二二二	二、三四四、四三五	一三六、九五二	五、三〇〇、六一八	五九〇
	三	一、八二七、三九五	二、〇一八、〇四一	一二二、〇一一	三、九六七、四三七	四四二
	四	一、六八七、二二四	一、九〇九、五一〇	一一一、〇〇〇	三、七一一、七三四	四一四
	五	一、一九七、二七六	一、二六三、四三四	一一六、六一三	二、五七七、三二三	二八七
六	一、二四九、九七九	一、一九五、八五六	一〇四、一五七	二、五四九、九九二	二八四	
七	一、三八七、五二四	一、三八八、一〇九	九九、二二〇	二、八七四、八五三	三二〇	
八	八八五、五二六	一、〇八二、二五九	八五、五一六	二、〇五三、三〇一	二二九	
九	六七八、四三四	八二二、〇六三	五八、〇〇二	一、五五八、四九九	一七三	
〇	五八一、八九八	九一六、三四七	四四、八七六	一、五四三、一二一	一七二	
一ヶ年平均	六四二、七八二	八二一、七一六	四三、四一八	一、五〇七、九一六	一六八	
昭和	一、二四九、二一九	一、二九八、一五八	一〇〇、六七六	二、六四八、〇五三	二九五	

(ロ) 木炭生産額

年次	白炭		黒炭		其他		計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
大正	四	七、二五、六三三	六八九、九三三	五〇四、五三〇	四七、三三三	二、二五七	七、八四八、四〇二	七三九、四二二
	五	八、三六、九一五	七四七、四八八	八八四、二四〇	八七、六四四	二、六〇〇	九、三三三、〇五五	八三七、六九三
	六	九、〇八、二〇〇	一、二五七、四七一	七六二、二〇〇	一〇〇、九七五	三、一九三	九、八八八、五〇〇	一、三六、六三八
	七	一〇、八五、七九六	二、三三三、三三三	四八〇、三六一	七九、三三〇	九、三九五	一一、三三九、四二五	二、三三、〇八八
	八	一〇、八六、四六五	二、九〇、四八一	三五四、〇六〇	九、四四四	一七、五四一	一一、二九、四〇〇	三、〇二六、五三九
	九	一〇、五八、四九〇	二、八九二、七三六	四〇五、八〇九	二七、七九六	一六、〇一七	一一、〇七四、三三三	三、七八〇、一八五
	〇	九、九七、〇五六	三、五七、七九九	五〇三、九三六	一八、一七九	一〇、五九五	一一、〇五三、六三〇	三、〇二六、五三九
	一	一〇、八八、八七五	三、六四四、四五二	一、三八九、七〇七	四四、八三三	一三、一四八	一一、三三六、七九八	四、一〇〇、四三二
	二	一〇、七四、四三三	三、七二、八八〇	一、一三、四二二	三六、三二六	二四、三三五	一一、九四七、三三四	四、一七三、四〇二
	三	一〇、九六、七四四	三、九六、七五四	八九三、三三五	三〇、六〇〇	二六、〇一五	一一、九五六、六二六	四、三〇四、三七九
	四	一一、四〇、六七五	三、六二、三八三	一、二八、一七八	三三、四九六	二二、五三四	一二、五三四、八五三	三、九四六、三六一
	五	七、七八、七四三	二、二八、二七四	一、七三、七〇一	三三、四七九	九、八八一	九、八八一、八七	二、四九一、九九九
	六	八、三六、四六五	二、一九三、七〇〇	一、五〇、四〇六	二九、二九九	九、五〇三、四四四	九、八八一、八七	二、四九一、九九九
七	七、五〇、〇四四	一、八七三、二四五	一、八三、一一一	三三、三四九	九、三九二、二五五	九、三九二、二五五	二、一九五、四八六	
八	七、八〇、三三六	一、六〇九、六〇四	一、六二、一九六	二六、三四九	八、九六八、三三七	八、九六八、三三七	一、八七三、〇三三	
九	七、三〇、〇三三	一、一一〇、三八六	一、七四八、三三五	二二、七二〇	八、六〇八、三三三	八、六〇八、三三三	一、三三七、六七六	
〇	七、〇〇、五一六	九八四、三四〇	二、六〇三、二三四	二九、一一九	六、四五六	九、六〇八、三三三	一、二七五、四五九	
一ヶ年平均	九、四三三、七九七	一、二七六、二六三	二、八五四、五四三	三三、三三〇	六、四五六	二、三三七、一〇一	一、六三三、九六九	
昭和	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	一、二四九、二一九	

(八) 林産加工品生産額

年次	昭和										計							
	七	六	五	四	三	二	元	五	四	三								
木製	一、八八三、四九六	一、七四五、六〇二	二、〇七三、〇一五	二、五二三、四八七	二、八五二、三一	二、三六九、六二九	二、四四〇、四九五	二、四一四、九九一	一、九〇〇、八七六	一、五六一、九八三	一、四七七、二九七	一、五七三、四五七	七九九、八三七	九〇一、四五二	五五五、六七三	四六〇、三二四	二七三、一五四	二八五、四〇六
竹製	一九一、二二六	二〇六、七八九	二三一、八四〇	三一三、一〇八	三三九、七二四	三三一、〇一八	三二〇、二三四	三八一、六六四	三二一、六七〇	三一五、九三八	二七四、五〇九	二七〇、四一四	二七九、八六五	三六〇、三一四	一七七、二二三	一三〇、八二三	八四、三九二	五五、七七
木タール			一、〇〇〇	八二四	一、〇九八	一、〇四〇	一、〇五〇	九一八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、五四〇	二、〇四九	二、五九一	二、二二二	二、一七八	九二〇	
醋酸																		
石灰																		
計	二、〇七四、七三二	一、九五二、三九一	二、三三五、一一〇	二、八八五、六一九	三、二三七、二八〇	二、七五五、五一五	二、八一六、二〇七	二、八三二、六三九	二、二六五、〇四六	一、八九九、七〇六	一、七七三、七三一	一、八六九、〇五五	一、一五、九八六	一、三一四、九五八	八〇一、五三〇	六八二、〇二二	三八一、四九六	三六六、七一九

(二) 林野雜産物生産額

年次	昭和										計							
	七	六	五	四	三	二	元	五	四	三								
種子	三五	一〇一一	一、二九三	九一三	一、〇四六	四一三	六六三	一、四一〇	七九一	六二七	二、二七一	三、二二六	三、三三三	一、九三三	二、三三九	二、三五八	二、二二	一、〇
苗木																		
樹實	四三、三七九	四、七七八	五〇、七八八	七七、七三一	九〇、四六三	三七、六七九	八四〇、二三	五四、二七七	一四、九一〇	七、一八八	六八、三九三	一、五、五二	三三、〇五五	五七、五三三	一〇、〇五五	八、〇七四	一、五、五二	七、八四六
樹皮	三五、二二一	三三、二七七	三七、五四六	五〇、二六〇	六六、五九二	六六、二二四	六六、二二四	六六、二二四	九六、六八八	一、二、九一〇	七、一八八	六八、三九三	一、五、五二	三三、〇五五	一〇、〇五五	八、〇七四	一、五、五二	七、八四六
竹皮	四、八八九	四、九九四	五、八三四	八、三八八	八、四三六	八、九八八	一〇、二五三	一〇、二五三	一〇、八六四	一〇、九八八	一〇、四〇七	一〇、四〇七	一〇、二五三	一〇、二五三	一〇、二五三	一〇、二五三	一〇、二五三	一〇、二五三
柴草	二三八、〇四九	一八五、三三〇	一六八、五六一	二三八、七〇〇	二六八、五三三	二六、二六	三三〇、〇四五	三三〇、〇四五	一五、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一	一、六一
蔓及蕨	一、〇三七	一、〇四五	九六五	四、五九八	一、五三四	一、五三五	一、九八八	二、七五六	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
五倍子	四五四	二五三	三二	三〇四	二八二	一三五	一、〇六三	六三三	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四	一、九四
松茸	一、〇七七	一、二七六	一、四一八	一、五二一	一、六三三	一、七四五	一、八六三	一、九七五	二、〇八七	二、一九九	三、一〇一	四、二〇三	五、三〇五	六、四〇七	七、五〇九	八、六一	九、七一	一、〇二
椎茸	三、八二九	三、六六三	三、六六三	四、四二九	三、九三九	四、五二五	四、三三三	四、三三三	二、五五五	三、一七三	三、六七〇	四、二七七	四、八四四	五、四六一	六、〇二四	六、六三一	七、二二	七、八二九
松脂																		
ノタケ	五、七〇〇	四、六二七	四、八一四	四、九五一	五、六〇三	五、九〇九	六、六〇三	七、二九七	七、九九一	八、六八五	九、三七八	一〇、〇八二	一〇、七七六	一〇、四七〇	一一、一六四	一二、八五八	一三、五五二	一四、二四六
山葵	九、八七八	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三	四、三九三
計	三、四一、五七九	三、八二、九一八	四、二四、二五七	四、六五、六〇六	五、〇七、〇五五	五、四八、四〇四	五、八九、七五三	六、三一、一〇二	六、五二、四五	六、九三、八〇四	七、三五、一五三	八、一六、五〇二	八、五七、八五	九、〇九、二〇四	九、五〇、五五三	九、九一、九〇二	一〇、三三、二五	一〇、七四、六〇四

第四、治水及國土保安的施設

一、保安林及森林開墾禁止、制限

(一) 保安林

森林法發布以前に在りては水源涵養、土砂打止又は風致の爲の伐木停止林所々に散在せしも極めて小局部に止まり効果の見るべきものなかりしを以つて森林法施行と共に専務技師員を特置し、殊に明治四十一年現行森林法施行後は新に保安林調査費を計上し同四十二年より大正元年に至る四ヶ年に於て大部分の調査偏入を了し、爾來保安林籍に幾多の消長あり以て今日に及ぶるものにして昭和八年末現在の保安林面積並分布の概況等を掲ぐれば次の如し。

(イ) 保安林所有別面積 (昭和八年末現在)

計	民有			御料	所有別	種類	面積
	小計	私有	社寺有				
三、七三九、八八四	三、三三三、二〇六	三、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、二〇六	一〇、三九七、八三四	土砂打止	(町)	九、七九〇、九
七九一、六三三	七、五七、七〇九	六、七〇〇、二五九	八、八七、四五〇	三、三三三、二〇六	水源涵養	(町)	三、三三三、二〇六
四、一〇一、一〇一	三、八、七五〇	三、五、六四〇	三、三、一一〇	二、三三三、二〇六	水害防備	(町)	二、三三三、二〇六
二、九八二、六	二、九、五〇〇	二、〇、八〇〇	二、一、七〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	墜石防止	(町)	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一、〇五九、七	一、〇、三三三	一、〇、三三三	一、〇、三三三	三、三三三、二〇六	防風	(町)	三、三三三、二〇六
三、四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	防風致	(町)	三、〇〇〇、〇〇〇
四、一三〇、一〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、三三三、二〇六	計	(町)	九、七九〇、九

(ロ) 保安林郡別面積 (昭和八年末現在)

郡市別	所有別	種類	保安林郡別面積				計
			土砂打止	水源涵養	水害防備	墜石防止	
勢多	御料	土砂打止	六、四一八	—	—	—	六、四一八
	國有	土砂打止	三、〇〇七	—	—	—	三、〇〇七
	公有	土砂打止	五、四〇九	—	—	—	五、四〇九
	社寺有	土砂打止	一一、〇〇〇	—	—	—	一一、〇〇〇
群馬	御料	土砂打止	—	—	—	—	—
	國有	土砂打止	—	—	—	—	—
	公有	土砂打止	—	—	—	—	—
	社寺有	土砂打止	—	—	—	—	—
多野	御料	土砂打止	—	—	—	—	—
	國有	土砂打止	—	—	—	—	—
	公有	土砂打止	—	—	—	—	—
	社寺有	土砂打止	—	—	—	—	—
北	御料	土砂打止	—	—	—	—	—
	國有	土砂打止	—	—	—	—	—
	公有	土砂打止	—	—	—	—	—
	社寺有	土砂打止	—	—	—	—	—

合	七							川内		
	利根	同	同	同	同	同	同			
計	勢多郡馬多							計		
	新治	東田	太田	伊藤	高山	名久	岩久			
一九、九四三、〇	二六五、六	二五九、九	二九、二	二、一	二、三	四	五、二	二、八一七、九	一六、一	二、二
一、四五八、一	、四							四、〇		
一、二五〇、五	五六、四	九二、一	一八、一	一、九			一、六	一四二、八	一、七	一、〇
一八、六九二、五	二〇九、二	一六四、八	一一、一	二、二	二、三	四	三、六	二、六七五、一	一四、四	一、二
二〇、一五〇、六	二〇九、六	一六四、八	一一、一	二、二	二、三	四	三、六	二、六七五、一	一四、四	一、二

(三) 森林開墾禁止、制限

本縣に於ける森林開墾禁止並制限地は明治四十一年現行森林法施行と共に同年二月治水重要なる箇所に対し、町村、大字若くは字を單位とする區域を以つて一時に開墾の制限を行ひ、其の後實地に就き細密調査の結果、禁止すべきは之を禁止し、解除すべきは之を解除し、存置の要あるものは依然制限地として存置する等、其の地況に應じ夫々處分を行へり、然るに時代の

推移に伴ひ土地利用者著しく増加し方法亦頗る集約となりたる爲、開墾禁止地の如き絶對的の處分は甚しく時勢に適合せざるものあるを認めたると一面土砂打止、水源涵養等治山治水の完璧を期するの要益々急なるものあるを認めたるを以つて前記保安林整理調査と併せて之が調査を行ひ、地況林況に應じて或は保安林に又は開墾制限地に夫々適切なる處分を行ふこととし整理に着手せり、而して現在に於ける禁止、制限地の面積を掲ぐれば次の如し。

森林開墾禁止並同制限地郡別面積 (昭和八年末現在)

郡別	禁止地		制限地		合計
	箇所	面積	箇所	面積	
勢多郡	1,773,110	1,773,110	1,773,110	5,185,943	5,185,943
馬野郡	400,599	295,316	400,599	6,113,000	5,907,101
北野郡	946,037	58,321	1,855,246	2,801,260	2,103,510
多野郡	375,273	—	375,273	2,454,110	2,829,383
甘泉郡	433,503	—	1,883,574	4,900,830	6,113,000
利根郡	1,155,787	1,784,119	1,883,574	4,900,830	6,113,000
計	5,811,738	3,557,435	5,811,738	23,628,233	23,628,233

(四) 標柱建設

標柱建設事業は明治四十四年四月農商務省訓令第七號標柱建設規程に依り、國庫金の交付を受け民有保安林及森林開墾禁止、制限地に對し、其の區域を表示して一般民衆に對し注意を喚起せしむると共に取締上の便益に資せむが爲明治四十四年度より建設し來れり、然るに大正十二年度以降は規程廢止の結果、一時建設を見合せたるも既設標柱腐朽し、其の補修の必要を感

昭和三年度より縣費を以つて標札を建設することゝなせり、而して昭和七年度末迄に建設したる本數、經費及一本當の標示面積等は次の如くにして取締上効果を奏したること顯著なるものあり。

標柱建設成績

年 度 別	保 安 林			開 墾 禁 止 地			開 墾 制 限 地			計
	本 數	經 費	標 示 面 積	本 數	經 費	標 示 面 積	本 數	經 費	標 示 面 積	
明治四四	503	33,348	1,333							503
大正元	1,203	64,433	9,699							1,203
二	945	64,077	5,977							945
三	1,921	28,044	5,277							1,921
四	5	3,255	1,354							5
五	27	4,766	1,266							27
六	38	1,255	1,266							38
七	180	24,540	1,977							180
八	3	19,224	5,717							3
九	11	6,000	1,270							11
一〇	68	11,000	1,480							68
一一	6	9,000	1,480							6
昭和	446	43,776	1,077							446
計	7,655	1,668,855	11,366							7,655

二、荒廢林野復舊事業

(一) 荒廢地復舊事業

本縣に於ける山腹地砂防工事の沿革を調査するに去る明治十四年度より五箇年間内務省第一土木監督署の事業として、烏川の支流白川流域に於て工事を施行したるを以て嚆矢とするも其の内容詳ならず、只其の經費關係を擧ぐれば左の如し。

年 度	工 種	經 費
明治一四	石堰堤、土堰堤、積苗工、植樹	278,098
一五	同	1,708,760
一六	同	3,222,500
一七	同	3,528,520
一八	同	3,060,791
一九	同	814,536
二〇	同	2,720,192
二一	同	1,074,160
二二	同	
二三	同	
二四	同	
二五	同	
二六	同	
二七	同	
二八	同	
二九	同	
三〇	同	
計	補修	9,808,703
	補修	61,055

計	三五同	二、九〇一、九四六	一九、三〇九、五〇三
---	-----	-----------	------------

其の後數次の洪水に遭遇し、林野の災害を受け爲に、治水事業の對策を企劃するところありしも實現の機會を捉ふるを得ず漫然經過せり。

然るに遇々明治四十三年の大洪水に際會し、政府に於ても明治四十四年農商務省令第十六號荒廢地復舊費補助規則を公布するに至りたるを以て、縣は政府の計畫に策應し、本事業を開始し補助事業として重要河川の水源、荒廢地の復舊に銳意するに至りたるものとす。

他面本縣の荒廢地は急斜面に於ける崩壞地多く野溪的溪流の修理を先決問題とするを以て多額の經費と特殊の技術を要し、補助事業のみを以てしては其の復舊容易ならざる事實に徴し、大正十一年度より一部縣直營を以て事業を行ふことに改め、且十二箇年の繼續事業として經費豫算の成立を告げ、爾來再三の更正を行ひ、大に事業の進捗を見たるも縣財政の都合と相俟つて昭和六年度限り繼續豫算の形式を廢止し、打切事業として毎年豫算に計上し以て事業の實施中にあり。

而して昭和七年度迄に施行したる地盤保護工事は補助事業に於て面積八十三町歩餘、此の施業經費九萬壹千六百餘圓、補助金七萬參千參百餘圓に達し、縣直營事業に於ては面積百二十町歩、此の施業經費拾八萬六千七百餘圓、地盤保護植樹に於ては面積六百三十五町歩、此の經費貳萬參千七百餘圓、補助金七千五百八拾圓餘を要せり、其の詳細左の如し。

(イ) 地盤保護工事成績 (補助事業)

年 度	郡	流 域	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金
明 治 四 十 四 年	野 多	野 神 流 川	一、三三五	一、八四九、二三〇	一、五七八、五〇〇
大 正 元 年	野 多	野 神 流 川	一〇、六三	二、四四〇、五六三	二、〇三三、五五〇
二 年	野 多	野 神 流 川	八、八六	六、一一七、七六六	五、〇九四、四二〇
三 年	野 多	野 神 流 川	三、〇二	一、四三七、八七三	一、一九八、一五〇
四 年	野 多	野 神 流 川	三、七五	一、一三六、九三八	九三八、〇〇〇
五 年	野 多	野 神 流 川	三、〇二	一、八八五、四六八	一、五五一、〇〇〇
六 年	野 多	野 神 流 川	三、二〇	二、九二二、三一〇	二、四二二、〇〇〇
七 年	野 多	野 神 流 川	三、九七	三、三一四、七一六	二、七三一、〇〇〇
八 年	野 多	野 神 流 川	二、二一	三五四、八〇六	二、六四、〇〇〇
九 年	野 多	野 神 流 川	七、七一	二、四〇六、九六九	一、八五六、〇〇〇
十 年	野 多	野 神 流 川	二、〇三	二、七四五、二七四	二、一七四、九〇〇
十 一 年	野 多	野 神 流 川	七、七二	一、二四八、二八三	九八〇、九〇〇
十 二 年	野 多	野 神 流 川	三、六七	六、七五五、三三二	五、二七五、八〇〇
十 三 年	野 多	野 神 流 川	二、四七	一、三七一、〇二四	一、〇九六、〇〇〇
十 四 年	野 多	野 神 流 川	〇、五	七五、四九二	三、二八六、〇〇〇
十 五 年	野 多	野 神 流 川	三、一九	五、四二八、六三三	四、四四二、〇〇〇
十 六 年	野 多	野 神 流 川	二、八三	二、二二二、三六八	一、八五、〇〇〇
十 七 年	野 多	野 神 流 川	三、三五	六、一八四、〇三二	四、三九六、〇〇〇
十 八 年	野 多	野 神 流 川	三、二九	七、〇二〇、三九四	四、九九九、〇〇〇
計					

() ハニケ年以上繼續施行面積トス

(ロ) 地盤保護工事成績 (縣營事業)

合 計	七		六		五	
	北勢	北勢	多勢	多勢	勢	勢
神流川	計	計	計	計	計	計
二六、二五	二二、二四	二、七〇	二〇、四七	三、四一	六、六七	三、七四
一八、〇〇四、二九九	四五、八二二、四二二	六、五一七、三二九	一七、二三二、一三五	四、〇四三、七二七	五、二〇八、一一〇	一、三一五、〇七〇
一四、七三〇、六二〇	三七、一二六、九〇〇	四、八六一、九〇〇	一三、五〇七、〇〇〇	三、一〇九、〇〇〇	一、九四二、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
七三、三三五、四二〇	七二、四〇〇	七、二四〇	七二、四〇〇	七、二四〇	七、二四〇	七、二四〇

昭 和		一 一		一 一		一 一	
四		三		二		一	
吾多勢		勢吾勢		勢		勢	
妻野多	多妻多	水妻	水多	水樂野	多勢	北勢	北勢
計	計	計	計	計	計	計	計
二、一八	三、〇四	二、五〇	二、二七	〇、四	二、二二	三、六七	一、九六
一、九〇五、一九〇	四、九五二、三七一	三、八九二、七六一	一、七七八、五一七	二、一六、〇九〇	八、九四、一六〇	四、四七六、二二〇	一、三九八、一四一
一、四二八、〇〇〇	三、九七七、〇〇〇	三、〇九四、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、二七、〇〇〇	七、一五、〇〇〇	三、七〇四、〇〇〇	二、五六五、〇〇〇
一、四二八、〇〇〇	三、九七七、〇〇〇	三、〇九四、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、二七、〇〇〇	七、一五、〇〇〇	三、七〇四、〇〇〇	二、五六五、〇〇〇

三		四			五			六			七		
多勢	群勢	多勢	群勢	多勢	群勢	多勢	群勢	多勢	群勢	多勢	群勢	多勢	群勢
馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利	吾利
計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根	計根
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
五、一五	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六	五、五六
一、九七〇、〇七〇	六、九〇九、五九〇	二、九〇六、七一〇	一、九〇八、三二〇	六、三一七、三七〇	四、四八五、九三〇	二、五二七、九二〇	六、一九〇、四八〇	一、四三九、五〇〇	七、四四六、九七〇	三、〇九四、四八〇	三、一六七、一四三〇	六、九三五、一六〇	一、七二九、三〇〇
三、七二九、三〇〇	七、三四八、八五〇	三、二〇一、三三一〇	九、四八九、〇九〇	一、八七八五、七八〇	二、七四三、七〇〇	三、一〇一、八五七〇	三、七二一、一三〇	一、二四三、九四〇	九、五三八、九一〇	五、四〇三	二、五〇八	六、七三三	一、三〇九
五、八三三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八
五、八三三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八
五、八三三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八	五、五八三	六、三三八

昭和一		昭和一五			昭和四			昭和五			昭和六			昭和七		
多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	多北	
野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	野樂	
計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	計流	
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	
二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	二、〇九	
四、六一七、〇〇〇	四、一六三、〇〇〇	八、七八〇、〇〇〇	三、八九二、七八〇	二、一七一、七五〇	一、五二八、五六〇	七、五四三、〇九〇	六、〇七六、一一〇	九、六六、七七〇	七、〇四二、八八〇	四、〇〇一、五六〇	五、一六四、六四〇	一、六八一、八二〇	一〇、八四八、〇二〇	三、六九九、八八〇	四、一五四、〇四〇	
七、八五三、九二〇	四、〇七一、五三〇	二、九七〇、九三〇	二、八六四、七六〇	三、〇六二、八五〇	一、〇三	二、〇九	一、〇七	二、三二	八、八	一、四四	二、八一	一、四九	一、六三	一、五六	一、八九	
一、〇三	二、〇九	一、〇七	二、三二	八、八	一、四四	二、八一	一、四九	一、六三	一、五六	一、八九	二、三二	八、八	一、四四	二、八一	一、四九	

一	九	八	六	五							
北	吾	北	吾	吾	碓	北	多	勢	吾	碓	碓
甘	甘					甘					
樂	妻	樂	妻	妻	水	樂	野	多	妻	水	水
鎗	吾	鎗	吾	吾	碓	鎗	神	渡	吾	烏	碓
	計		計		水		良	計	良	妻	水
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
六、二七	五、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	三、三〇	五二、九三	一、一七	三〇、〇〇	一、九〇、七〇	三、四、一二	一、五、二四	一、九〇、七〇
七四一、〇〇〇	一七九、八九〇	一二九、〇〇〇	五〇、八九〇	一二六、二五〇	一、九一二、一五五	六、五二一	一八八、七〇〇	六、七三五、一六五	一、三九八、七四〇	三〇三、七二四	一、三九八、七四〇
一八三、〇〇〇	五六、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	四二、〇〇〇	五五八、〇〇〇	二、〇〇〇	三六、〇〇〇	二、一四、二〇〇	四二六、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二、一四、二〇〇

大	明	正	治	四	年				
四	三	二	元	四	度				
北	多	多	多	多	郡				
甘									
樂	野	野	野	野	流				
鎗	神	神	神	神	域				
	流	流	流	流					
川	川	川	川	川	施				
					業				
					面				
					積				
					施				
					業				
					經				
					費				
					補				
					助				
					金				
一九、八二	一七、〇〇	二二、九三	一四、〇二	一九、四七	一九、三〇	八七五、三九〇	一三、六五〇	二九一、七八〇	四、五四〇
六七七、一五一	六二〇、八六九	七四四、四八四	六四五、〇一〇	六四五、〇一〇	六四五、〇一〇	八七五、三九〇	一三、六五〇	二九一、七八〇	四、五四〇
二一七、〇〇〇	二〇一、五〇〇	二四八、〇八〇	二〇二、八一〇	二〇二、八一〇	二〇二、八一〇	八七五、三九〇	一三、六五〇	二九一、七八〇	四、五四〇

(ハ) 地盤保護植樹成績 (補助事業)

(ハ) ハニケ年以上繼續施行面積トス									
合									
計									
神	碓	鎗	烏	吾	渡	利			
計	流	水		妻	良	根			
川	川	川	川	川	川	川			
(三九、三〇〇)	(八〇、四二二)	(二一、六八八)	(二五、四三三)	(一五、一四四)	(一〇、九六六)	(一、〇三三)	(一、〇三三)	(一、〇三三)	(一、〇三三)
一八六、七六九、一九〇	七五、二七七、四三〇	二一、二九二、四一〇	二六、〇四九、三〇〇	五、九六九、五六〇	一九、〇九三、〇二〇	三三、二四一、四五〇	一四、四九九、九八〇		

昭和		昭和		昭和		昭和	
一	二	三	四	五	六	七	八
二元	五元	四元	三元	二元	一元	一元	一元
勢	勢	勢	勢	勢	勢	勢	勢
多	多	多	多	多	多	多	多
渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川	渡良瀬川
一五、〇〇〇	五、七〇〇	四、二〇〇	三、八八九	八九、一五〇	五五、〇五〇	一二、一七〇	二七九、三六〇
一、四二一、五〇〇	五二五、八八〇	三七三、五〇〇	三三二、〇〇〇	三、二〇七、六四二	二、六〇六、〇六五	六二四、六六〇	七、五九二、九三九
四七三、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一、〇三九、九一〇	七四五、〇〇〇	一七六、〇〇〇	二、四九七、〇〇〇
六三四、九三三	一九二、二七〇	六、九三三	一九二、二七〇	六三三、七二二	九、四六七、二四六	二七三、六四一	二、四九七、〇〇〇
六三三、七二二	一九二、二七〇	六、九三三	一九二、二七〇	六三三、七二二	九、四六七、二四六	二七三、六四一	二、四九七、〇〇〇
七、五八〇、九一〇	三、〇三六、〇〇〇	八七、〇〇〇	三、〇三六、〇〇〇	七、五八〇、九一〇	三、〇三六、〇〇〇	八七、〇〇〇	三、〇三六、〇〇〇

(二) 災害林野復舊事業

昭和五年七月下旬より八月月上旬に亘る大豪雨は縣下各地を襲ひ、之が爲各河川の水源林野は甚大なる被害を蒙り、殊に吾妻、烏及碓氷川の水源地三郡十ヶ町村に跨る林野の被害は實に慘狀を極めたり。而して之等災害林野は豪雨の再襲來と共に更に更に慘害を反覆するの虞あるを以て直ちに之を保安林に編入し、林野取扱の適正を期すると共に更に積極的に崩壊林野の復舊計畫を樹立し工事の實施と相俟つて地盤の復舊安定を期し、民心の不安を一掃し以て治山治水の根基を完ふる爲、昭和六年度より五箇年繼續計畫の下に縣直營を以て地盤保護工事實施中にして當初に於ける年度割計畫並實施成績左の如し。

(イ) 災害林野復舊事業計畫

年度	復舊面積	工事費		設計監督費		合計	
		補助金	縣負擔額	補助金	縣負擔額	補助金	縣負擔額
昭和六年度	三、六〇〇	三、六〇〇	〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	三、九一〇	三、六〇〇
昭和七年度	三、六〇〇	三、六〇〇	〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	三、九一〇	三、六〇〇
昭和八年度	三、六〇〇	三、六〇〇	〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	三、九一〇	三、六〇〇
昭和九年度	三、六〇〇	三、六〇〇	〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	三、九一〇	三、六〇〇
昭和一〇年度	三、六〇〇	三、六〇〇	〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	三、九一〇	三、六〇〇
計	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇

(ロ) 災害林野復舊地盤保護工事成績 (縣營事業)

年度	郡	流域	施業面積	施業經費	摘要
昭和六年度	群馬	烏川	三、六一	七、五九三、八五〇	設計監督費四、〇一三、二八〇 (ハ)ニヶ年以上繼續施行面積トス 以下同 設計監督費四、二二六、七二〇
昭和七年度	群馬	吾妻川	二八、三一	二四、三〇五、一五〇	
昭和八年度	群馬	吾妻川	三一、九二	三一、八九九、〇〇〇	
昭和九年度	群馬	吾妻川	二〇、九九	一四、六五〇、〇〇〇	
昭和一〇年度	群馬	吾妻川	一九、九〇	一七、六〇一、〇〇〇	
昭和一〇年度	群馬	吾妻川	四〇、八九	三二、二五一、〇〇〇	
計	計	計	一四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

合計		
烏川	三、六一	七、五九三、八五〇
吾妻川	四八、二二一	四一、九〇六、一五〇
碓氷川	(九、七〇〇)	一四、六五〇、〇〇〇
計	二〇、九九	六四、一五〇、〇〇〇
	(七、二八一)	設計監督費八、二四〇、〇〇〇
	(九、七〇〇)	

三、公有及社寺有林野

(一) 部落有林野統一並入會整理

部落有林野統一は部落割據の積弊を除去し町村自治の圓滿なる發達を促し、財政の基礎を確立せしむるに在るのみならず、延ひては國土の保安、國家經濟上に至大の關係を有するを以て、明治四十四年郡、市町村長に對し整理統一の必要を自覺せしむる爲め訓令を發し極力之が獎勵に努めたるも、部落相互間に於ける所有面積の不均衡入會權の存置其他錯綜せる各種事情伏在し、其の解決頗る困難にして前途望洋の感ありしが、大正四年政府は之れに従事する吏員の俸給及旅費に對し半額補助の制を設けられたるを以て同年より公有林野整理の爲特置吏員を設置し、又大正八年更に政府は公有林野入會整理と共に部落有林野統一に對し一町歩五拾錢の補助金を交付せらるゝに至れるを以て縣も同額以内の補助金を交付することとし、獎勵の結果成績大に擧り重要な林野は殆んど町村に統一歸屬せしめたり、現在部落有林として殘存するもの僅かに五百十七町歩に過ぎず。而して統一地は何れも營林の計劃を樹立し成績亦見るべきものあらんとす。

(イ) 部落有林野統一成績

年 度	郡	村	統一面積	内			
				無償無條件	無償條件付	有償無條件	有償條件付
明治三七	碓氷	里見	二〇一	一六〇	四一		
大正四	同	太田	一〇二	一〇二			
	同	高山	一、五〇四	一、五〇四			
	同	長野	一、三三一	一、三三一			
	同	坂上	二、五五三	二、五五三			
	同	同	六五八	六五八			
	計		四、五四二	三、八八四	六五八		
	群馬	金島	一五	一五			
	吾妻	婿島	三二一	三二一			
	利根	東戀	二六〇	二〇〇	六〇		
	同	片東	六一	六一			
	同	小野	一三〇	一一〇	二〇		
	碓氷	池田	六五	六五			
合計			七、二一三	六、〇四八	一、一〇〇	二二	四三

(ロ) 入會整理成績

年 度	郡	村	面	積	村=歸屬面積	離 権 面 積
五二五	利 同 利 同 同 同 同 同	根 馬 根 馬 妻 水	池 小 片 東 金 坂 嬌 長 高 太 東 里	六五 三九六 一二三 五二〇 六五 九、〇四一 八、〇六四 三、〇〇七 一、〇〇二 四三一 一二〇	六五 一三〇 六一 二六〇 一五 四、五四二 三、八八四 一、五〇四 一〇二 二〇一 一二〇	六五 二六六 六二 二六〇 五〇 四、四九九 三一九 一、五〇三 二三〇
計	計	計	計	一三、七六二	六、八九二	六、八七〇

(二) 管理區分案及施業計劃案編成

公有林野の廢類を整理復舊して生産力の増進を圖るは蓋し林政上の急務にして、部落有林野の統一又は整理に伴ひ林野利用の方策を樹つるに非ざれば有終の成果を收め難し、爰に於て明治四十一年森林法の改正と共に森林として管理すべきものと然らざるものとに區分し森林として經營すべきものに對しては施業計劃案の編成を爲さしめたりしが、實際上其の成績の遅々として運ばざるに鑑み政府は既述の通特置吏員の制を設くるに至れるを以て、大正八年より吏員を特置し之が進行に努めたる結果

大正の末年に於て計畫案の新編成を略終了し、其の後檢訂に努めて施業の完璧を期すると共に未編成の殘部に對し之を確立せしめたり、尙此の外公有林野官行造林法に依り施業官行に據るもの三千六百六町歩を算し一定計畫の下に植林せり。

(イ) 公有林野施業計畫案編成成績

年 度	施 業				要 領				管理方法	合 計
	成 編	檢 訂	計 案	編 成	檢 訂	計 案	編 成	檢 訂		
大 正	二八六	二八六	二、九二〇	一四〇	二一	一六一	一、五五三	二、三〇八	一、三六四	七〇一
五			二、九二〇	一四〇	二一	一六一	一、五五三	二、三〇八	一、三六四	七〇一
四			五二〇	一七〇	六四	五七四	三、七五	六〇八	一、二〇〇	一、三六四
三			四五二	一七六	八九	二六五	四二	二二〇	一、二〇〇	一、三六四
二			三三七	一七〇	八九	二六五	四二	二二〇	一、二〇〇	一、三六四
一			二二七	一七〇	八九	二六五	四二	二二〇	一、二〇〇	一、三六四
昭 和			一、〇八〇	一、四一七	二二九	一、一五〇	一〇七	一、九二一	一、九〇七	四、四四六
五			一、〇八〇	一、四一七	二二九	一、一五〇	一〇七	一、九二一	一、九〇七	四、四四六
四			二二二	二二二	三四三	四四六				四四六
計			二二二	二二二	三四三	四四六				四四六

昭和	四	三	二	三	四	五	六	七	計	一ヶ年平均
元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

(四) 社寺有林野

社寺の所有に係る林野面積は二千五百八十五町歩にして部落有林野の如く著しき荒廢の跡を止めずと雖、從來一般に伐採のみに偏重し新規造林は勿論成林撫育事業を閑却せる爲、社寺の基本財産として又は風致の維持増進上遺憾の點尠しとせず茲に於て明治四十年森林法の改正以來社寺有林野の施業刷新に努め施業計畫の確定並其の指導を計り以て之が改善に資せり。

社寺有林野面積

(昭和七年度末現在)

郡	市	社	有	寺	有	計
多	群					
野	馬					
野	馬					
野	馬					

北	確	吾	利	佐	新	山	邑	前	高	桐	計
甘											
樂	米	妻	根	波	田	田	樂	橋	崎	生	
一八一	二八	一一五	八三	一一三	二六	五四	一六	一	二	二	七八八
三五三	一〇三	一九一	一七六	二八	七一	二五九	二	一	九	六	一、七九七
五三四	一三一	三〇六	二五九	四一	九七	三一三	三九	一	九	八	二、五八五

第五、林業獎勵施設

一、樹苗養成獎勵

縣下造林用樹苗は需給の情勢に鑑み縣内産樹苗の増殖を獎勵する必要を認め縣は大正三年度以來樹苗圃の設置を獎勵し事業經營者に對しては其の經費の一部を補助し來りたるも大正八年度より政府に於ても獎勵の必要を痛感し該施設に要する府縣費に對し補助金を交付するに至りたるを以て縣は公共團體其他營利を目的とせざる團體の行ふ播種、床替及病蟲害驅除豫防に要する經費に對し補助金を交付し獎勵に努めたるも縣内樹苗需給の狀況は更に補助の範圍を擴張するの必要を認め大正十三年度より一般樹苗養成者に對し補助の途を拓き以て今日に及び其の成績左の如し。

樹苗養成補助成績

年 度	件 数	施 業			積	計	補 助 金
		播 種	床 替	病 害 驅 除 豫 防			
大 正 三 年	五八	(町) 一五	(町) 七	(町) 一	(町) 一五	(町) 四八二	
大 正 四 年	一一二	四、五	七、七		一一二	一、五五八	
大 正 五 年	一八三	四、八	六、三		一一一	一、七六二	
大 正 六 年	一三九	五、四	六、二		一一一	一、七三三	
大 正 七 年	一二三	二、〇	五、七		七、七	一、七六九	
大 正 八 年	六〇	三、七	二、六		六、三	一九九	
大 正 九 年	一三	三、三			三、三	五四三	
大 正 一〇 年	一八	三、三			三、三	一、七〇二	
大 正 一 一 年	七九	三、六	二〇、八	八	(町) 三、五	五、八三四	
大 正 一 二 年	一一六	七、六	一四、八	九、八	(町) 二、四	五、一七四	
大 正 一 三 年	一三三	一一、〇	五七、三	二、七	(町) 六、八	五、九八九	
大 正 一 四 年	一二四	一一、二	三五、一	二七、八	(町) 四、七	四、七九二	
大 正 一 五 年	一五五	二五、六	四二、六	二九、九	(町) 五、五	四、七九二	
大 正 一 六 年	一五六	一〇、五	三二、七	一四、二	(町) 五、八	三、七〇六	
大 正 一 七 年	七五	一〇、一	二六、九	一八、一	(町) 三、七	四、三六〇	
大 正 一 八 年	一、八〇一	一二九、五	三六四、九	一九〇、九	(町) 四、九	六三、一四七	
計	七 六 五						

二、民有林造林獎勵

(一) 薪炭林改良獎勵

年 度	個 所	施 業 面 積	補 助 金
大 正 三 年	三六	二七、〇	一一一
大 正 四 年	一三六	九七、〇	四〇七
計	一、八〇一	一二九、五	六三、一四七

縣下薪炭林取扱の状況を見るに比年濫伐浪採に陥り殆んど手入保護の方法を講ぜず爲めに、林力の減退を來し漸次荒廢に傾く嫌著しきを察し縣は大正三年度より手入撫育に要する施業經費に對し補助金を交付し、同五年度迄之が獎勵に努めたるも財政の都合に依り事業廢止の止むなきに至れり超へて大正八、九年の財界好況期を迎へ一層過伐の弊風を助長し全國的に薪炭原料の缺乏を憂慮せらるゝに至りたるを以て、縣は大正十一年度より再び薪炭林改良費に對し補助金交付の途を拓き之が荒廢を防止し以て林力の涵養に努めたるも財界の不況は縣財政の緊縮となり、大正十四年本事業を廢止するに至れり其の成績左の如し。

薪炭林改良補助成績

年 度	個 所	施 業 面 積	補 助 金
大 正 三 年	三六	二七、〇	一一一
大 正 四 年	一三六	九七、〇	四〇七

合 計	計		
	一	二	三
一、二九三	二七九	四五一	一六一
八四二	三六一	三四六	三三五
	三四六	三三五	八四二
一、五八三、七	二一三、〇	三三七、〇	二二九、〇
	四八七、七	四八七、七	五三〇、〇
	一、二四六、七		
八、〇六一	六九四	一、二二二	二、四九九

(二) 治水關係地造林獎勵

民有林の伐採は財界の不況と共に益々甚だしきを加ふるの傾向あるを以て之が荒廢を防止し、併て林野治水關係を有効ならしめんが爲、縣は大正十一年度より保安林並開墾禁止制限等所謂治水關係地の造林費に對し補助金を交付して之が獎勵に努めたるも、昭和二年八月政府は水源涵養造林補助規則を設け府縣に對し補助金を交付せらるゝこととなりしを以て本事業を廢止せり、其の成績左の如し。

治水關係地造林補助成績

年 度	個 所 數	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金
一	一〇五	二八三、二	二四、八三八、三	六、一四五
二	一〇〇	二六三、七	三二、二五二、四	五、六二〇
三	一四四	三一四、五	四二、四七七、七	五、六二一
四	九二	二一〇、七	二六、九七一、八	四、二二〇
計	七三五	一、七七五、三	一九七、七九一、七	三〇、〇四三

年 度	個 所 數	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金
一	一二八	三四三、八	三九、一〇五、五	四、二一七
二	一四六	三五九、四	三二、二四六、〇	四、二二〇
計	七三五	一、七七五、三	一九七、七九一、七	三〇、〇四三

(三) 水源涵養造林獎勵

森林の間接的効用を發揮せしめ水利、水力の源泉を涵養するは極めて緊切にして時世に順應する所以なるを認め、政府は河川の水源地帯に行ふ府縣の造林獎勵費に對し、補助金を交付することとなりたるを以て、縣は從來施行し來りたる治水關係地造林獎勵施設は恰も政府の施設と合致せるを察し、昭和三年度より之に策應して本事業を開始せり、然るに昭和四年八月政府は更に進んで一般民有に對する造林獎勵の必要を認むるに至りたるを以て縣は再び本事業を廢止せり其の成績左の如し。

水源涵養造林補助成績

年 度	造 林 地 別	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金	
				國 庫 補 助 金	縣 負 擔 額
三	無立木地	四一八、八	三六、五〇八、五	六、二八一	三、八七六
四	散生地	七九、二	六、一一四、二	一、〇九三	六七四
計	無立木地	四九八、〇	四二、六二二、七	七、三七四	四、五五〇
散生地	四九八、〇	四二、四九九、七	八、二六四	五、四〇七	一、一、九二四
計	散生地	四四、四	二、八九七、五	五三九	三三三
計	散生地	五四三、四	四五、三五七、二	八、八〇三	五、七六〇
合計	計	一、〇四一、四	八七、九七九、九	一六、一七七	一〇、三一〇
	計				
	計				二六、四八七

(四) 民有林造林獎勵

縣下に於ける民有林野は十九萬餘町歩にして其の内約一割強は原野或は散生状態の粗悪なる林相を呈し、縣林政上眞に遺憾とする所にして之れが造林を獎勵し以て林利の増進を圖るは農山村經濟振興上極めて緊急適切なるを思はしめたり、然るに偶々政府に於ては昭和四年八月造林獎勵規則を設け一般民有林造林促進の爲、府縣の補助金及費用に對し獎勵金を交付せらるゝこととなりしを以て縣は之と策應し昭和五年二月民有林造林補助規程を定め之が獎勵に努め今日に及べり、其の成績左の如し。

民有林造林補助成績

年 度	造林地別	施業面積	施業經費	補 助		計
				國庫補助金	縣負擔額	
昭和五	無立木地	六三六、二	四五、四二七、二	九、九〇五	四、〇四四	一三、九四九
	散生地	二一〇、七	一〇、七九二、八	二、二〇〇	八九九	三、〇九九
計		八四六、九	五六、二二〇、〇	一二、一〇五	四、九四三	一七、〇四八
六	無立木地	九九九、二	四八、七〇五、七	八、九七三	三、七一五	一二、六八八
	散生地	一七六、五	七、八三九、五	一、三八一	五七一	一、九五二
計		一、一七五、七	五六、五四五、二	一〇、三五四	四、二八六	一四、六四〇
七	無立木地	一、一六三、六	五二、九〇七、七	八、五六八	三、三〇八	一、八七七
	散生地	一〇八、九	四、三四六、四	六七九	二六二	九四一
計		一、二七二、五	五七、二五四、一	九、二四八	三、五七〇	一二、八一八
合計		三、二九五、一	一七〇、〇一九、三	三一、七〇七	一二、七九九	四四、五〇六

三、竹林改良造成獎勵

縣下竹林の面積は二千五百餘町歩の多きに達し各地方に普く分布し毎年多量の移出を爲し居る状態にありしも其の培養及改良の方法普及せず、爲に生産量は年と共に漸次減少の傾向を示せしを以て、縣は大正三年二月竹林栽培補助規程を設け補助金交付の途を拓き之が増殖を圖り、更に大正八年度よりは政府の獎勵方針に策應し、造成と共に改良費に對しても補助金を交付し極力之が獎勵を爲し來たりしも大正十四年三月新に模範指定竹林補助規程を定め、模範竹林を指定し改良造成の範を示して獎勵の方途に資するを寧ろ効果的なりと認め、一般竹林に對する補助を廢止し、指定竹林にのみ補助金を交付することゝ爲したり、而して昭和五年度に至り財界の不況は漸次竹材の需要を減し且縣政緊縮と相俟つて本事業を廢止するに至れり、其の成績左の如し。

竹林改良造成補助成績

年 度	改 良	施 業 面 積	施 業 經 費	補 助 金	
				計	補助金
大正三	〇	〇	〇	二一、〇〇〇	一〇、二〇〇
四	〇	〇	〇	一九、二〇〇	七六一、〇〇〇
五	〇	〇	〇	一七、五〇〇	七九六、〇〇〇
六	〇	〇	〇	一五、五〇〇	七六三、〇〇〇
七	〇	〇	〇	一二、七〇〇	六一三、〇〇〇
八	〇	〇	〇	四、一〇〇	五八〇、〇〇〇
九	〇	〇	〇	四、一〇〇	一、二〇〇、〇〇〇

(ロ) 木炭倉庫建設補助成績

年 度	昭 和	構 造	棟 数	坪 数	建 費	補 助 金	負 工 事 施 行 者 額
計	七	同	六	一四四、五	四、六七四	一、〇二一	三、六五三
	五	同	一	二四、〇	六四二	一三四	三四六
	四	同	一	二四、〇	四六一	四四三	四九九
	三	平木家建造	一	二四、五 ^(四)	一、〇九一 ^(四)	三〇一 ^(四)	七九〇 ^(四)

五、森林組合設立奨励

林業の經營は長年月を要し従つて資本回収容易ならざるのみならず産物の搬出に亦多大の經費を要するを以て到底一小企業者の克く經營し能はざる所なり、而して經濟組織は益々土地の兼併と資本及企業の合同に傾きたるは蓋し經濟事情の必然的趨勢にして林業の如きは合同企業として最も其の切實を感じるものなり、此の必要に應じ明治四十年現行森林法の改正と共に森林組合の制度を設けられ、續いて森林の荒廢を防止し其の利用をして國土保安の目的に適せしむるが如き森林組合の設立に對しては、設立奨励金を交付せらる、今其の奨励成績を記せば次の如し。

森林組合設立奨励成績

年 度	大 正	昭 和	設 立 組 合 数	地 區 面 積	經 費	獎 勵 金
	二		二	三、三五 ^(四)	二、四三七 ^(四)	一、六二四 ^(四)
	五		一	二、〇六〇	一、四三二	九七一、〇
	七		一	三、一六	一八九	一五八、〇
	一		一	一一四	二五七	六一、〇
	二		六	一、二一四	一、二七八	六〇二、五
	五		三	四一二	三九八	二〇五、〇
	二		五	一、六三七	一、〇二一	八一五、〇
	三		四	一、一〇八	六八七	四八三、〇
	五		三	五二〇	二九二	二〇七、〇
	六		八	一、六二二	九三九	六四〇、〇
	七		三	五一七	二七四	二〇二、〇
計			四〇	一二、八八一	九、二〇四	五、九六八、五

第六、縣有林經營施設

一、縣有模範林

(一) 従來模範林

林野の荒廢は治水上、水源涵養上重大なる關係を招來するものたるは言を要せず、殊に本縣の如きは大利根及其の支流各河川の水源地に位し而も林野の廣袤全地籍の七割三分を占むる林業縣たり、然るに本縣は古來蠶絲縣を以て稱せられ林業の發達遅々たるものありたるは水利水力の涵養上遺憾少なからざるを以て縣は樹苗の養成、造林及保護其の他林業上の合理的經營を行ひ其の範を示し併て縣基本財産の造成を爲さむとし明治三十七年十二月本縣通常縣會に縣有模範林造成に關する提案をなし全會一致を以て可決確定せり、其の内容は二十六ヶ年繼續事業として面積一千町歩、此の經費拾貳萬參百貳拾貳圓にして明治三十八年度より準備に着手し同三十九年度より事業經營を開始せり。

而して模範林たる經營林地は明治三十九年度より同四十二年度迄に國有不要存置林野の拂下を受け現に新植を完了し成林撫育に屬すべき事業進行中であり、一面當初計劃は其の後に於ける事業の經過に鑑み大正十一年度を以て繼續費を打切り毎年の歲計豫算に必要經費を要求し事業實行中において其の成績左の如し。(昭和七年度末現在)

所在地	名稱	臺帳面積	實測面積	植栽面積	天然潤葉樹林及除地	實行經費	摘	要
北甘樂郡妙義町外二ヶ村	大桁山	三六七、八四三(町)	三三三、八三三(町)	二八四、二二九(町)	四九、五六三(町)	三三、六六〇、九四(町)		
利根郡川場村	川場山	一三九、五六一	一三九、五六一	一〇五、七三三	三三、八三八	七、五七、四三四		元百八十一町三反九畝十一歩ノ處昭和四年十二月四日、日本赤十字社ト土地交換ニ依り四十一町八反三畝歩減

計		五〇七、四〇四	四三三、三九四	三八九、九七二	八三、四二三	四〇、七六三、五三八		
---	--	---------	---------	---------	--------	------------	--	--

(二) 移管模範林

郡制廢止に伴ひ縣に移管せる元郡有模範林は左記の通にして既に全部の植栽を完了し今後の事業としては手入保護撫育を必要と爲すのみなり。(昭和七年度末現在)

模範林別	所在地	臺帳面積	實測面積	植栽面積	天然潤葉樹林及除地	實行經費	摘	要
多野郡模範林	多野郡万場町	九三、〇〇〇(町)	二二、三〇〇(町)	一四、五五〇(町)	五、八六〇(町)	三、六七、八九五(町)	明治四十年より植栽	
北甘樂郡模範林	北甘樂郡丹生村	二四、一八二	三三、三〇〇	一六、七三〇	七、一七〇	二、三三、三三〇	大正五年度より植栽	
同	同 郡吉田村	三〇、七六五	三、一七五	二八、四四〇	三、三二〇	三、三九、八七五	大正三年度より植栽	
吾妻郡模範林	吾妻郡岩島村	五〇、一〇〇	五〇、一〇〇	五〇、一〇〇	—	六、一七、八六五	明治三十九年度より植栽	
同	同 郡坂上村	一五、六〇〇	一五、六〇〇	一五、六〇〇	—	三、三三、二四五	大正四年度より植栽	
同	同 郡長野原町	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	—	一、三四五、四五二	同	
同	同 郡澤田村	六、七三〇	六、七三〇	六、一〇〇	〇〇〇、六〇〇	一、三三、八四〇	同	

利根郡模範林	利根郡白澤村	八三、九〇四	八二、四五〇	六三、三八九	一九、〇六二	七、五三七、三四九	大正三年度より植栽
計		三九、七二二	二四一、〇〇〇	二〇、三六九	三六、六三二	二八、九四八、六四六	

前記の外多野郡三波川村所在元郡有模範林にして郡制廢止に伴ひ縣に移管せるもの臺帳面積二十一町二段五畝七步ありしも大正十五年四月賣拂處分をなせり、尙吾妻郡岩島村所在模範林は國有部分林なりとす。而して右移管模範林は縣に歸屬の際其の收益分収に關し地元多野、北甘樂、吾妻の各郡長と協定せる事項左の如し。

郡有林收益分収に關する協定書

郡制廢止ニ伴ヒ縣ニ歸屬ノ模範林收益分収ニ關シ協定スル事左ノ如シ。

- 一、郡制廢止ノ際ニ現存スル模範林ノ立木ヲ處分スルトキハ其ノ收盛（立木處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ヲ收益トス、以下皆同シ）ノ十分ノ八ヲ郡内總町村（郡制廢止ノ際ニ其ノ郡ヲ構成シタル町村ヲ指ス、以下皆同シ）ニ十分ノ二ヲ縣ニ分收スルモノトス
- 二、前項ノ處分後縣ニ於テ造成シタル立木ノ收益ハ其ノ十分ノ八ヲ縣ニ十分ノ二ヲ郡内總町村ニ分收スルモノトス
- 三、模範林ノ土地ヲ處分スルトキハ其ノ價格ヨリ處分ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額十分ノ五ヲ郡内總町村ニ配當スルモノトス
- 四、前各項ノ町村ノ分收金又ハ配當金ハ大正十一年度郡費分賦負擔額ノ割合ニ依リ之ヲ各町村ニ按分配當ス
- 五、行政區劃ノ變更ニ依リ各町村ノ配當額ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ知事ニ於テ其ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルモノトス（大正十二年十二月七日協定、調印）

以上の外元利根郡有模範林に關しては郡制廢止の際郡と村との契約を其の儘繼承せしものなるも茲には之れを省略す。

(三) 御成婚記念模範林

大正十三年一月二十六日を以て取行はせられたる 皇太子殿下御成婚の御大典を奉祝し、御聖徳を永遠に記念し奉り、併て縣民をして永しえに之れが餘澤に浴せしめんが爲め縣は記念模範林の造成を企圖し、特別會計を設け且三十八箇年の繼續事業として總經費百拾七萬貳千八百八圓を計上し豫め準備したる林野面積三千九百九十三町四反三畝二十三歩の購入を遂げ施業經營を行ふ計畫を樹て、大正十三年一月臨時縣會を召集し之れを提案し可決確定を見るに至れり、依て直ちに左記土地の購入に着手し同年三月三十一日迄に拂下手續を完了せり。

- 赤城山御料地面積 一、三六七、七五〇(町)
 - 榛名山御料地面積 一、二七四、一三二(町)
 - 烏淵村所在國有林面積 五五一、五四二(町)
 - 計 三、一九三、四三三(町)
- (内九四町七七一五は手續遲延し)
(大正十五年五月二十一日契約締結)

其の後昭和二年六月四日赤城山關係記念模範林の内黒保根村地内七十町六反二畝歩は其の位置他の團地と甚しく離在し事業實行上不便尠からざるのみならず保護管理も又困難なるに依り賣拂ひ處分の止むなきに至り、且其の他も實測の結果現在記念林面積は左の如し。

- 赤城山模範林實測面積 一、二八二、七六一(町)
- 榛名山同 一、二五八、二二〇(町)
- 烏淵同 五五一、五四二(町)
- 計 三、〇九二、五三二(町)

右の中烏淵記念林は縣下稀に見る落葉潤葉樹の鬱蒼たる原生美林にして當初の蓄積實に二十數萬石に達するも數百年間未だ曾

て斧鉞を入れず既に伐期を經過し今後蓄積の増加を期すること能はざるを以つて之が施業に當りては地況竝氣候等の關係を考慮し天然下種或は萌更新法に依るを有利となし、尙一面保安的作業の範を示す主旨を以つて中林作業を行ふを可と認め、樺、厚朴、鹽地、栓等を上木となし年々約十八町歩の伐採を爲し以て林産物の利用を計る事となしたり。次に赤城山及榛名山記念林は既往の造林地約百三十餘町歩と之れに天然潤葉樹林を加へ立木地面積は千三百餘町歩にして其の他は全部原野状態を呈せるも元來本記念林は風致に對し密接なる關係を有するを以て天然潤葉樹林の内多くは風致的取扱を爲し、原野に對してのみ杉、檜、赤松、落葉松の四樹種を選び年々約七十餘町歩の人工造林を爲すの計畫を樹てたり、而して造林の成果を收むると否とは苗木の良否に關する事至大なるを以て附屬苗圃を群馬郡金島村に設置し苗木の自給自足を講じ其の後更に赤城山記念林内にも増設追加し以つて其の成果の確實を期したり。

本林の經營は前述の如く特別會計にして自給自足を本旨とせるを以つて所要經費は主として前記烏淵記念林の立木賣拂代金を以つて之れに充つるの方針を樹て現に之れが實行中であり。而して本記念林設置以來の收支竝植伐の成績を擧ぐれば左の如し。

(イ) 伐採事業成績

年 度	面 積	材 積	價 格	
			材 積	價 格
大正一三	三五、〇四〇	一二、六八一	一五、九九一	七五
大正一四	四二、八二五	二〇、八八五	二一、二九三	五九
大正一五	六〇、四四二	一四、一七九	一二、一七六	八五
昭和一二	五四、〇〇一	二一、一四七	一六、六六〇	四六
昭和一二	四三、九三二	一四、三三八	一四、七一九	二〇

(ロ) 造林事業成績

年 度	面 積	材 積	價 格	
			材 積	價 格
大正一四	二六、一九一	一四、一五六	一一、六一九	一一
大正一五	四七、一三〇	一三、七二〇	六、九五七	六〇
大正一六	六〇、二七〇	一〇、九一三	六、五一四	五八
大正一七	三八、一六〇	一二、六二三	五、八〇六	五四
計	四〇八、〇一三	一三四、六四二	一一一、七三九	六八

年 度	面 積		材 積	價 格
	人 工	天 然		
大正一三	七、五〇	〇	〇	七八八、八一
大正一四	二〇、一八	〇	〇	二、八二〇、二九
大正一五	二六、八九	〇	〇	八二五、五七
昭和一二	八、六〇	〇	〇	七〇四、七七
昭和一三	七四、九五	〇	〇	三、三六六、二二
昭和一四	七九、七二	〇	〇	三、三六八、四〇
昭和一五	七八、四六	〇	〇	一、八一七、九一
昭和一六	三七、三二	〇	〇	九二九、〇七
昭和一七	五六、三三	〇	〇	八二九、二六
計	三八九、九五	〇	〇	一五、四五〇、三〇

備考 大正十五年度以降は苗木養成經費を含まず

(八) 収入決算額

年 度	昭和					大正	計
	七	六	五	四	三		
林産物拂下代	一五、九九一、七五	二一、四四五、四九	二一、三三四、九〇	一六、七八九、二六	一五、〇一五、七〇	一一、七〇一、九一	一五、九九一、七五
土地貸付料	(四)	六、〇一三	二一、〇一三	一五、〇一三	一五、〇一三	一五、〇一三	(四)
預金利子	三三、四六五	七四三、九七	六六、六三三	五四九、二〇	五四九、九三	二二、四一九	三三、四六五
雑収入	一、〇一三、〇三	—	一、九五三、五四	一、五二一、〇三	二二、九二七	二、四三三、〇〇	一、〇一三、〇三
縣補充金	四三、三九九、〇〇	四八、三〇八、〇〇	六〇、五四三、〇〇	九六、四一六、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇	一、八〇〇、〇〇	四三、三九九、〇〇
計	五九、六九七、四三	七〇、五五七、五九	七五、五五六、一〇	一一四、〇五六、六一	三〇、九〇七、四三	一、三〇〇、〇〇	五九、六九七、四三

(二) 支出決算額

年 度	昭和					大正	計
	七	六	五	四	三		
林地購入費	四四、九九四、〇〇	—	—	—	—	—	四四、九九四、〇〇
苗圃費	五九七、二二	—	—	—	—	—	五九七、二二
造林費	七八、八八	—	—	—	—	—	七八、八八
成林撫育費	三二七、一七	—	—	—	—	—	三二七、一七
保護管理費	六四七、八〇	—	—	—	—	—	六四七、八〇
事務費	一一、八〇四、一一	—	—	—	—	—	一一、八〇四、一一
交付金	(四)	—	—	—	—	—	(四)
計	五九、一三三、三〇	—	—	—	—	—	五九、一三三、三〇

(四) 縣營林道

計	昭和					大正	計
	七	六	五	四	三		
二九、五九六、三三	—	—	—	—	—	—	二九、五九六、三三
一六、七七一、四八	—	—	—	—	—	—	一六、七七一、四八
一五、四五〇、三〇	—	—	—	—	—	—	一五、四五〇、三〇
四、八三〇、四五	—	—	—	—	—	—	四、八三〇、四五
七、八七九、三三	—	—	—	—	—	—	七、八七九、三三
五三、八四六、六五	—	—	—	—	—	—	五三、八四六、六五
六八三、四七	—	—	—	—	—	—	六八三、四七
五九、八二六、五七	—	—	—	—	—	—	五九、八二六、五七

碓氷郡烏淵村所在御成婚記念模範林は其の面積五百五十餘町歩にして、模範林設置以來毎年立木の伐採を続け今日に及びたるものなるも現に樺、鹽地、桂、枌、桧、等の有用々材豊富にして、今尙約十七萬餘石の立木蓄積を有し、模範林經營上觀過すべからざる重要性を帯へるに不拘、從來林産物の搬出路頗る不完全なる關係と相俟つて可惜貴重材も只單に薪炭原料材として利用せらるゝに過ぎずして原木資材價格に影響する所多大なるものあるに鑑み、之れが利用途の改善を容易ならしむるは林利の開發増進は勿論、模範林事業經營上極めて緊要なるを認め、縣は昭和元年度より四箇年繼續事業として經費六萬五千餘圓を計上し林道の開設を計畫し、起點を高崎、草津線、縣道群馬郡倉田村大字權田に定め、烏川に浴ひ、模範林を縦貫する延長五千八百六十九間の林道開鑿を行ひ、烏淵林道と指稱することに決定したるものにして爾來引續き修理を加へて今日に及べり、

其の構造の内容及經費關係を擧ぐれば左の如し。

工種	幅員	最小曲線半徑	最急勾配	延長	經費	
					新設	修繕
車道	12(尺)	50(尺)	1/15	2,015(圓)	16,576(圓)	
同道	9	33	1/10	2,625	36,351	
牛馬道	5.8	33	1/6	1,229	12,204	
計				5,869	65,131	15,772
						80,903

備考 新設費中には設計監督費を含み修繕費は昭和四年度より同七年度に至る集計を計上したるものとす。

二、縣設樹苗圃

造林成績の擧否は一に氣候、風土に適應せる縣内産樹苗の供給に俟つの他なし、然るに縣下造林用苗木は從來其の大半を他府縣よりの移入に仰ぎたる結果、成績良好ならず、茲に於て縣は明治四十四年度以來縣内各地に樹苗圃を設け、樹苗養成の模範を示すと共に造林促進の一助として杉、扁柏、赤松、黒松、落葉松、樺、アカシヤ等の樹苗を養成し、民間當業者に無償交付する方法を採り、更に大正八年度より有償交付に改め且別途樹苗圃補助事業を創始し、逐年樹苗の生産、増加を見るに至りたるを以て、大正十四年度より一般造林用樹苗の養成を廢止し、官公衙、學校の敷地又は社寺境内地等の空地を利用し、風致、防風樹林の設置を奨勵する爲、杉、扁柏、赤松、黒松、ドイシトウヒ、ヒマラヤシダ、樺、白檜、吉野櫻、紅山櫻、鹽地、公孫樹、桐等の樹苗を養成し無償交付の途を拓き以て今日に至れり。

他面大正十三年度より 皇太子殿下御成婚記念模範林の設置せらるゝや附屬樹苗圃設置の必要を認め前記樹苗圃地に併設し、昭和二年度よりは赤城山模範林地の一部に之れが増設を計れり、今其の成績並樹苗圃地の關係を掲げんに左の如し。

(イ) 縣設樹苗圃面積

年度別面積	苗圃別																		
	白郷井	柏川	三波川	東石	澤田	白澤	木崎	大柘	麻倉裏	藤岡	美九里	川場	原町	倉田	笠懸	金鳥	赤城	伊香保	計
明治四四	452	477	5	4	1	5													595
大正元	452	95	25	4	50	51													877
二	452	95	45	7	70	96	10	25	36										974
三	452	95	45	3	70	96	10	25	36										1087
四	452	95	45		70	96	10	25	36										1134
五	452	95	45		70	96	10	25	36										1181
六	452	95	45		70	96	10	25	36										1228
七	452	95	45		70	96	10	25	36										1275
八	452	95	45		70	96	10	25	36										1322
九	452	95	45		70	96	10	25	36										1369
一〇	452	95	45		70	96	10	25	36										1416
一一	452	95	45		70	96	10	25	36										1463
一二	452	95	45		70	96	10	25	36										1510
一三	452	95	45		70	96	10	25	36										1557

計	昭和							計
	七	六	五	四	三	二	一	
一、七〇七、五九六	五、一〇〇	一〇、三〇八	三〇、六二五	八、一六〇	二、一六〇	五、五〇〇	二七、六三〇	
二、四四九、七六五	九、三〇〇	七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七、七〇〇	八、一〇〇	二六、一〇〇	一〇、一〇〇	
一、三二七、七九四	二、七九四	三、五二〇	五、二二五	一、八九〇	五、四二五	—	二〇、七〇〇	
二、四一七、三五六	—	—	—	—	—	—	五、六五〇	
四七五	四七五	—	—	—	—	—	—	
一三〇、三〇五	—	—	—	—	—	—	—	
三、七七〇、三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	
一、八七〇、八八九	—	—	—	—	—	—	—	
七、五八三	—	—	—	—	—	—	—	
一、八、五二五	—	—	—	—	—	—	—	
三、六一〇、〇三三	—	—	—	—	—	—	—	
一、二五三、二八七	—	—	—	—	—	—	—	
三、〇七三、七二六	—	—	—	—	—	—	—	

年別	昭和					計
	五	四	三	二	一	
明	—	—	—	—	—	—
治	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—
元	—	—	—	—	—	—
大正	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

樹種	昭和					計
	八	七	六	五	四	
杉	—	—	—	—	—	—
扁柏	—	—	—	—	—	—
赤松	—	—	—	—	—	—
黒松	—	—	—	—	—	—
落葉松	—	—	—	—	—	—
トウヒ	—	—	—	—	—	—
ヤマアラシ	—	—	—	—	—	—
イダシ	—	—	—	—	—	—
吉野櫻	—	—	—	—	—	—
紅山櫻	—	—	—	—	—	—
樺	—	—	—	—	—	—
欅	—	—	—	—	—	—
桐	—	—	—	—	—	—
白樺	—	—	—	—	—	—
鹽地	—	—	—	—	—	—
銀杏	—	—	—	—	—	—
アカシヤ	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(口) 樹苗下付成績

(八) 御成婚記念模範林山行苗木生産成績

年度別	樹種別	
	昭和	大正
計	七	六
杉	二,三三,六二四	二,三三,六二四
扁柏	七,六七〇	七,六七〇
赤松	二,三三,六二四	二,三三,六二四
黒松	二,三三,六二四	二,三三,六二四
落葉松	二,三三,六二四	二,三三,六二四
楡	二,三三,六二四	二,三三,六二四
計	二,三三,六二四	二,三三,六二四

(五) 樹苗養成費縣費負擔額

年度	經費	收入		縣費負擔額
		國庫補助	苗木拂下代	
大正	五,二四〇,〇〇〇	七,九五〇,〇〇〇	三,五三三,四八八	八,八三三,五五八
昭和	五,二四〇,〇〇〇	七,九五〇,〇〇〇	三,五三三,四八八	八,八三三,五五八

昭和	年度	
	昭和	大正
七	六	五
六	五	四
五	四	三
四	三	二
三	二	一
二	一	〇
元	〇	九
五	四	三
四	三	二
三	二	一
二	一	〇
一	〇	九
〇	九	八

第七、木炭検査

一、木炭検査實施の沿革

本縣の木炭生産額は毎年約壹千百萬貫内外に達し本縣林産物中の主位を占む、而して其の大部分は從來多野郡、北甘樂郡、西毛、吾妻郡、利根郡、東毛の六木炭同業組合に於て生産検査を行ひ來りたるものにして大正三年十二月吾妻郡木炭同業組合の設立を始とし大正十年十一月西毛及東毛木炭同業組合の設立を終りとし一部の生産地を除く外は前記各組合の地區に屬し其の統制の下にありたるものなり。

越て大正十二年六月群馬縣木炭同業組合聯合會設立せられ、製品の種類、量目、俵裝並品等の統制を企圖し基準を限定して各組合に之が勵行を促し且屢々組合検査員の會合を催して實務の連絡と協調に腐心し以て其の指導訓練に勉めたり。

然れども各組合は其の沿革、地方的慣習並各種經濟事情を異にし急に所期の目的を達すること困難なるのみならず他府縣に於ては縣營検査の勵行に依り規格の統一、品質の向上等其の治績漸次見るべきものありて直接には需要者の嗜好心を高め間接には優良品は不良品を驅逐するの結果を招來し爲に本縣生産品の如きは縣外の販路は梗塞せられ縣内に於ては縣外産に其の販路を蠶食せらるゝ窮境に陥るは必須の勢となれり。

茲に於て縣は大勢に順應して規格を定め検査を勵行すると共に克く當業者を指導して炭質の向上、製品の改良に銳意し、本縣産木炭の聲價を昂せしめ以て製品販路の擴張に資し山村の福利を増進するの必要を痛感し之が計畫を進めつゝありしに偶々昭和三年通常縣會に於て満場一致の議決を経て縣營検査促進の意見書提出あり越て昭和五年通常縣會に於ては縣營検査の豫算案を提出せるに之れ亦満場一致を以て可決せらるゝに至れり。

依て昭和六年七月一日木炭検査所の設置を見次て支所、派出所の所管區域を定め九月三十日職員全部の任命を了し各其の部署

に就かしめ十月一日より一齊に検査業務を開始すると共に職務の繁閑に察して或は製炭改良講習會に或は製炭實地傳習會の開催に又は當業者の立會を得て現品比較検査の方法に依り製品規格の統制と其の訓練に留意し豫期の通業務の遂行に努め以て検査業務の充實刷新は勿論更に進むで築窯改良の急務なるを痛感し製炭改良講習會の開催と相俟つて改良窯の普及に銳意し且政府の施設に順應して炭窯構築の助成に努め他面検査業務に對する各木炭同業組合並當業者の理解は製品規格の名稱統制に一步を進め遺憾なき状態に達したるを認め一部規格の改正を斷行し着々として縣下木炭業界の躍進に資せり、尙毎年木炭生産の最成期に於て臨時に木炭検査員を採用し検査業務の圓滿なる進捗を期せり。

二、検査機關

木炭検査所は本所を群馬縣廳内に、六支所、四十五派出所を縣内樞要の地に設置し以て業務の圓滑なる進捗に資せり、今支所派出所の配置並其の所管區域を示さむに左の如し。(昭和九年三月現在)

支所		派出所		所管區域
名稱	位置	名稱	位置	
前橋市	前橋市	前橋市	前橋市	前橋市一圓 勢多郡 上川淵村、下川淵村、木瀬村、桂蓋村、荒砥村、宮城村、大胡町、芳賀村、南橋村、富士見村 群馬郡 駒寄村、清里村、國府村、總社町、元總社村、東村
伊勢崎	伊勢崎	佐波郡伊勢崎町	佐波郡一圓	佐波郡一圓
澁川	澁川	群馬郡澁川町	群馬郡澁川町、白郷井村、長尾村、小野上村、金島村、伊香保町大字水澤、豊秋村、古卷村、明治村、桃井村	群馬郡 澁川町、白郷井村、長尾村、小野上村、金島村、伊香保町大字水澤、豊秋村、古卷村、明治村、桃井村

高崎高崎市								
權田	室田	安中	松井田	横川	西牧	尾澤	下仁田	福島
群馬郡倉田村	群馬郡室田町	碓氷郡安中町	碓氷郡松井田町	碓氷郡白井町	北甘樂郡西牧村	北甘樂郡尾澤村	北甘樂郡下仁田町	北甘樂郡福島町
群馬郡倉田大字權田 碓氷郡烏淵村大字川浦	群馬郡室田町、倉田村(大字權田ヲ除ク) 碓氷郡里見村、烏淵村(大字川浦ヲ除ク)	碓氷郡安中町、岩野谷村、東横野村、磯部村、原市町、後閑村、秋間村、板鼻町	碓氷郡松井田町、九十九村、細野村、西横野村 北甘樂郡妙義町、高田村	碓氷郡白井町、坂本町	北甘樂郡西牧村、小坂村	北甘樂郡尾澤村、月形村	北甘樂郡下仁田町、吉田村、馬山村、青倉村、磐戸村 多野郡八幡村、入野村、吉井町、多胡村	北甘樂郡福島町、新屋村、小幡町、秋畑村、額部村、高瀬村、富岡町 一ノ宮町、丹生村、黒岩村、小野村、岩平村

鬼石多野郡鬼石町						
高崎高崎市	檜原	新羽	中里	万場	日野	鬼石
高崎高崎市	多野郡上野村 大字檜原	多野郡上野村 新羽	多野郡中里村	多野郡万場町	多野郡日野村	多野郡鬼石町
高崎高崎市 群馬郡六郷村、長野村、久留馬村、車郷村、箕輪町、相馬村、金古町、上郷村、堤ヶ岡村、中川村、新高尾村、京ヶ島村、大類村、瀧川村、岩鼻村、倉賀野町、佐野村、碓氷郡豊岡村、八幡村	多野郡上野村大字檜原	多野郡上野村(大字檜原ヲ除ク)	多野郡中里村	多野郡万場町	多野郡日野村	勢多郡敷島村、横野村、北橋村 多野郡鬼石町、美原村、三波川村、美九里村、平井村、美土里村、藤岡町、小野村、神流村、新町

沼田 利根郡沼田町										
沼田	沼田	古馬牧	新治	水上	池田	川場	赤城根	追貝	片品	桐生市
利根郡沼田町	利根郡古馬牧村	利根郡新治村	利根郡水上村	利根郡池田村	利根郡川場村	利根郡赤城根村	利根郡東村	利根郡東村	利根郡片品村	桐生市
利根郡沼田町、薄根村、川田村、久呂保村、糸之瀬村、利南村	利根郡古馬牧村、桃野村、水上村大字小日向、湯原、高日向、小仁田、寺間、川上、阿能川	利根郡新治村	利根郡水上村大字藤原、夜後、栗澤、綱子、幸知、湯楡曾、大穴、吉本、向山、鹿之澤、谷川	利根郡池田村	利根郡川場村、白澤村	利根郡赤城根村	利根郡東村	利根郡東村	利根郡片品村	桐生市一圓 山田郡廣澤村、梅田村、川内村

中之條 吾妻郡中之條町									
中之條	五町田	原町	坂上	長野原	三原	大笹	草津	澤田	高山
吾妻郡中之條町	吾妻郡東村	吾妻郡原町	吾妻郡坂上村	吾妻郡長野原町	吾妻郡三原	吾妻郡大笹	吾妻郡草津町	吾妻郡澤田村	吾妻郡高山村
吾妻郡中之條町、伊勢村、名久田村	吾妻郡東村、太田村 群馬郡伊香保町(大字水澤ヲ除ク)	吾妻郡原町、岩島村、坂上村大字大柏木、大戸	吾妻郡坂上村(大字大柏木、大戸ヲ除ク)	吾妻郡長野原町(大字應桑ヲ除ク) 六合村(大字入山ヲ除ク)	吾妻郡三原、鎌原、袋倉、今井、苜生田、長野原町大字應桑	吾妻郡大笹、西濱、門貝、千俣、大前、田代	吾妻郡草津町、六合村大字入山	吾妻郡澤田村	吾妻郡高山村

桐生市				
大間々	黒保根	花輪	澤入	太田
山田郡大間々町	勢多郡黒保根村	勢多郡東村	勢多郡東村	新田郡太田町
山田郡大間々町、相生村、福岡村	勢多郡黒保根村(大字鹽澤ヲ除ク)	勢多郡東村大字花輪、小中、萩原、小夜戸	勢多郡東村大字澤入、草木、神戸、座間	山田郡毛里田村、葦川村、矢場川村、休泊村 新田郡一圓(笠懸村ヲ除ク)
勢多郡新里村、粕川村、黒保根村大字鹽澤				邑樂郡一圓
新田郡笠懸村				邑樂郡館林町

三、検査成績

昭和七年度に於ける木炭検査の總數量は二百六十二萬一千五百四十四俵に達し内黒炭は六十三萬五千餘俵、白炭は百九十八萬六千餘俵、其の生産割合黒炭は二四(%)、白炭は七六(%)にして前年度の夫れに比し黒炭の進出二(%)とす、由來本縣は白炭の生産地として既に定評あるも中央市場との地理的關係、原料材と収炭率との關係、又は木炭消費界の一般的趨勢等に鑑み優良黒炭の生産増進に努めつゝあるも多年の慣習今尙脱却するに至らず其の進歩遅々たるの觀あるは洵に遺憾とする所にして今後更に一般の獎勵を加へむとす。

而して検査業務を通じて窺はるべき類別、種別、撰別、品等別又は生産期節の關係等を示せば左の通とす。

(イ) 類別、種別、撰別、品等検査成績

種別	類別		撰別						品等別	計		
	種別	品等別	小丸	中丸	大丸	小割	大割	丸込			割込	丸割込
黒	上	上	3	10,968	4	1,376	1,010	8	3,668	2,284	56	78,530
	並	並	3	3,938	116	1,864	1,156	2,664	2,284	1,310	4,752	78,530
炭	上	上	3	5,596	110	2,668	2,184	3,334	1,000	3,812	65,924	29,230
	並	並	3	1,786	88	860	568	1,516	588	1,124	1,850	29,230
白	上	上	3	1,118	28	860	60	5,310	5,812	1,264	28,826	53,926
	並	並	3	1,786	88	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	1,993	53,926
炭	上	上	3	3,334	116	6,080	5,934	6,080	6,080	6,080	6,080	37,136
	並	並	3	1,786	88	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786	37,136
合計				28,968	226	11,088	8,184	11,088	11,088	11,088	11,088	110,926

雜												
小丸	計						荒					
	計	荒	丸割込	割込	丸割込	大割	小割	大丸	中丸	小丸	計	
	一五、三三八〇	九一六	五九六	九八四	一、五〇八	二、二四〇	二、四八八	一〇〇	六、一九三	三三三		
三三八	二、一九九、七六〇	二、三三三	一九五、二〇〇	七、七、四五五	二、〇一、五八〇	一九九、三三六	八、一、〇三四	七、五〇〇	二、四一、一四〇	七、七、〇三四	三九、九二〇	七、四三六
三九六	二、五九、一九六一、四七三、三〇四	一〇、七、〇三三	二六、二二二	九、八〇四	二、〇、四七三	四、四、八二四	七、二、五五二	一、七、七二	一九、〇七二	三、六、五五	九、九、六八〇	三、五、八八〇
七二四	二、三三〇、三三〇	二、三三〇、三三〇	三三、三、三八八	八、八、三三四	三、三、四八八	二、四、六、〇〇〇	九、〇、七、四四	九、三、九三	二、六、六、〇〇	九、五、〇、〇〇	二、三、四、八八四	四、三、三、六
	一六						四					
	四、七、七三	四、〇、四四	七、七、七三	六、四、三三四	一、一、三三〇	二、二、九三	三、六、五三	三〇	七、七、七三	一、九、五、六	八、六	七、〇
	三、〇、八、六、五八〇	四、二、九、七、四〇	八、六、三、五、四八	二、六、五、一、六〇	二、六、三、五、六	一、〇、〇、五、六、五	九、六、一、〇〇	三、五	三、三、〇、〇〇	九、一、三、四〇	一、五、九、三、〇〇	二、三、五、六〇
三〇	六、二、八、五、九、六	二、三、五、一、〇	一、三、三、六、八	三、〇、三、三、〇	四、〇、八、〇、八	一、六、〇、〇、八、八	九、五、四、八		八、一、六	二、八、二、四、八	二、五、〇、五、六、八	三、〇、一、〇、四
三〇	三、七、五、九、九、四	六、六、八、九、〇	一、三、三、六、八	三、一、一、九、三	三、三、五、六、四	一、一、六、八、〇、三	一〇、九、〇、〇		四、一、三	一、三、一、五、四	四、〇、六、八、八	五、四、四、五〇
	五、二、三、三、二、四、八	八、九、九、四、二	一、三、三、六、八	四、〇、〇、一、六、八	五、六、一、三、三	一、四、四、四、三	二、〇、一、六、八	九、八〇四	三、〇、〇、〇、〇	二、六、五、四、八	五、四、五、七、三	九、七、七、三〇

栗												
丸込	計						楡					
	計	荒	丸割込	割込	丸割込	大割	小割	大丸	中丸	小丸	計	
	二〇、五、四四	六〇	一〇〇	七、三、八	一、〇、八〇	五、九、六八	一、〇、八〇	五三	一、三、一〇、八			
八、三、八〇	五九一、四六四	一四、七八八	三八、一〇〇	七、三、九九六	一〇、一、五八八	一〇、五、二六八	一〇、一、五八八	一、七、一、五八四	四、九、五三	二、八、九、六	七、四、三六	一、七、一、五八四
七、四、三三	一、五、三、三六	三六、九三六	一一、三三六	八、三、六〇	三、七、〇、四八	一、四、四、五、六	三、七、〇、四八	一、八、九、九六	一、五、三、三六	八、八、八	五、一、七、八四	二、〇、二、六、八八
一、五、八、七三	七、六、三、三八	五、一、七、八四	四、九、五、三六	八、三、〇、八四	一、三、九、七、一六	一、二、五、六、九六	一、三、九、七、一六	二、六、三、六	七、六、三、三八	一、七、二、四	五、一、七、八四	二、〇、二、六、八八
	一、〇、三三											
	二、〇、八、八八	一、四、八、八	一、五、一、三三	三、三、四、八	二、一、七、二	六、五、〇、八八	二、一、七、二	六、三、八、八八	二、〇、三、三	八、八、八	一、四、八、八	六、三、八、八八
三、九、四、〇八	二、七、七、三、三〇	一九六、六〇四	九八、八、八四四	二、八、七、二、六〇	四、八、一、〇、四八	三、四、六、二、四四	四、八、一、〇、四八	九、四、八、三、四	二、三、〇、八、八	四、九、九、六	一九六、六〇四	九、四、八、三、四
三、二、一、二八	五、四、八、七、六	一、八〇、九〇〇	九、五、七、六八	一、四、二、五、三	一、六、一、七、八四	二、五、二、五、六	一、六、一、七、八四	一、一、五、三	三、二、一、二八	四、九、九、二	一、八〇、九〇〇	一、一、五、三
七、一、五、四八	三、三、二、一、〇九六	三、七、八、九、九二	一、〇、九、七、七四	三、三、四、九、三	六、四、五、〇、〇四	四、三、七、一、〇四	六、四、五、〇、〇四	一、五、九、三、五六	三、三、二、一、〇九六	九、五、九、三	三、七、八、九、九二	一、五、九、三、五六
八、七、四、三〇	四、二、八、六、四三	四、三、〇、七、七六	一、一、四、九、三〇〇	四、〇、八、〇〇八	七、八、四、七、三〇	六、四、五、〇、〇四	七、八、四、七、三〇	三、六、〇、八	四、一、八、八〇	一、〇、三、八、八	四、三、〇、七、七六	三、六、〇、八

Table with columns for month/year (八, 九, 一〇, 一一, 一二), type (白, 黒), and quantity. Rows include '合計' (Total) and '計' (Category) for months 八 through 一二.

以上の外本縣は木炭の不正商取引を防止する目的を以て縣外よりの移入品に對しては、夫々點檢を行はしめ未檢査木炭の搬入を禁止すると共に、縣内生産品中官製品其の他特殊の關係を有するものに對しては、檢査を行はず單に點檢を受けしむる制度を採り來りたるものにして昭和七年度中に於ける成績左の如し。

Table with columns for category (類別), quantity (數量), and various sub-categories (移入品, 官製品, etc.). Rows include '計', '白炭', '黒炭', '鍛冶炭', and '計'.

尙縣内に於て生産さるゝ木炭にして特殊の關係を有し檢査を免除したるもの左の如し。

Table with columns for year/month (年 月), black coal (黒炭), white coal (白炭), and total (計). Rows include '七, 六, 五, 四'.

上村に於て大正式黒炭窯、吉田式白炭窯及移動式清澄窯の築窯並製炭法を基幹とし、各考案者を招聘して製炭講習會を開催し同時に木炭に關する權威者の來講を得て講演會をも併設したるを好機とし、當業者の受講を勸奨し五十四名の縣内受講終了者を出すと共に木炭検査職員全員を前期後期の二班に分ち夫々受講せしめ、當業者指導上の指針を得せしむる一助とせり。

(ハ) 撰別方法の刷新指導

種別、品質並形狀に基く撰別の適否は直に品等の決定に影響するのみならず、検査の適正製品價値の統制上最も重要な事項なるを以て規格に準繩し過誤なきを期せしむるは検査の實蹟を的確ならしむるが爲、當然の措置に屬す依て検査業務開始以來當業者の善導は検査業務の根源なるを察し、指導に重點を置き督勵中にありと雖、多年の慣習に禍せられ或は易に就きて手数の繁を厭ひ或は一時的賣行關係の打算より或は取引業者の不純なる煽動に妨げられ未だ完璧の域に達せず、乍併大觀すれば當業者の認識年と共に向上の一路を辿り改善の跡漸く著しからむとす。

(ニ) 依裝方法の統制指導

文化の進展と産業各般の整備躍進に伴ふ木炭包装の商品化の如きは、現下の世相に鑑み頗る緊切なる事項たるは言を俟たざる所とす、茲に於て検査業務開始と共に或は製依傳習會の開設に依り製依關係業者の覺醒を促し、或は口板、口柴、心繩、縱繩等に關する謬見を指摘して之が改善を計る等製品價値の昂上に資するが爲、依裝方法の整備統制に留意し當業者の指導と理解に努めたる結果昭和七年度に於ては多年の積弊として市場の指彈を受けたる口炭依裝は殆んど全面的に其の跡を絶ち、折込依裝は完全に撤廢を見るに至りたるは本縣産木炭の一進歩たるを失はず。

第八、時局匡救事業

滿洲事變の勃發に伴ひ、國際聯盟政局に變潮を萌し、内に在りては經濟界多年の不振に禍せられ、公私兩方面に亘る經濟難局は漸次深刻度を加へ、就中農山村の疲弊は眞に困憊の状態に陥れり、之が爲産業は萎靡沈滞して活況を失ひ、失業者は就職に焦心、苦慮して民心自ら明朗の氣風を缺ける重大時局に直面したるを以て、朝野を擧げて之れが匡救對策に腐心したる結果、政府は昭和七年度半より農山村時局匡救事業を開始するに至りたるものとす、依つて茲には之れ等匡救施設に付其の概況を記述することとせり。

一、荒廢林地復舊事業

本事業は農山村關係各種匡救事業中特種性を帯び、且熟練したる技術を必要とする關係上町村或は個人を以てしては、到底所期の目的達成困難なるを以て全然縣直營事業として實施の方針を樹て尙施行箇所決定に當りては、荒廢林野の現存六十箇町村中より民度、民情に徴し疲弊の程度並事業の効果等を參酌し決定したるものにして、昭和七年度に於て施行せる成績左の如し。

荒廢林地復舊地盤保護工事成績 (縣營事業)

年 度	郡	流 域	施 業 面 積	施 業 一 經 費	摘 要
昭 和 七	勢 多 郡	渡良瀬川	一一、九四	八、〇五五、八四〇	() は二ヶ年以上繼續施行面積とす以下同
	群 馬 郡	吾妻川	一一、五七	五、三七四、〇五〇	
	同 郡	利根川	一五、八四	一一、五六七、七二〇	
	多 野 郡	神流川	二七、六七	一九、三九九、五七〇	

計	北甘樂	鑄川	二〇、四二	一六、六二一、八一〇	設計監督費三、九九二四九四〇
	碓氷	碓氷川	一〇、八九	五、三五五、九五〇	
計	利根	烏川	一〇、六一	六、四八〇、〇〇〇	設計監督費三、九九二四九四〇
	片品川	川	二一、二四	七、二六五、一七〇	
計			一三三、一八 (一、〇三)	八〇、一一〇、一一〇	

二、林道開設事業

時局匡救事業の一部として縣又は市町村の林道開設費に對し、政府は助成金を交付せらるゝことゝ成りたるを以て山村疲弊の程度と他の匡救事業關係とを考慮し町村の申請に對しては、路線の適否並開設の緩急を査察し以て指定事業の實施に當らしむる方針を探れり、而して昭和七年度に於て施行したるもの左の如し。

(一) 縣營林道

計	工事施行箇所	工種	幅員	延長	經費	内		助成金	工事施行者負擔額	低利資金使用額
						工事費	設計監督費			
計	北甘樂郡妙義町	車道	(三) 三	(四) 一、六一〇	(三) 三、七〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 七、七〇〇	(三) 一、八七〇	(三) 一、八七〇	(三) 一、八七〇
				一、六一〇	三、七〇〇	一、〇〇〇	七、七〇〇	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇

(二) 町村營林道

工事施行箇所	工種	幅員	延長	經費	内		助成金	工事施行者負擔額	低利資金使用額
					工事費	設計監督費			
勢多郡敷島村	牛馬道	(三) 七	(四) 一、三三九	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 粕川村	車道	(三) 一三	(四) 一、四七〇	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 黒保根村	同	(三) 一〇	(四) 八五〇	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 群馬郡倉田村	同	(三) 一〇	(四) 九六六	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 小野上村	同	(三) 一〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 多野郡美九里村	牛馬道	(三) 一〇	(四) 二六八	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 多胡村	車道	(三) 一〇	(四) 四三〇	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 北甘樂郡尾澤村	牛馬道	(三) 七	(四) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 磐戸村	車道	(三) 七	(四) 五三三	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 青倉村	同	(三) 一〇	(四) 四三三	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 下仁田町	同	(三) 一〇	(四) 七九三	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 吉田村	同	(三) 一〇	(四) 八六七	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 秋畑村	牛馬道	(三) 七	(四) 二八	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 碓氷郡秋間村	車道	(三) 一〇	(四) 六三九	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 吾妻郡東村	同	(三) 一〇	(四) 九四三	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 坂上村	牛馬道	(三) 七	(四) 八八三	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 嬭戀村	車道	(三) 一三	(四) 一、六四六	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 同	同	(三) 一〇	(四) 一、二六	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇
同 六合村	牛馬道	(三) 七	(四) 五八二	(三) 一、〇〇〇	(四) 一、〇〇〇	(三) 〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇	(三) 一、〇〇〇

計	車馬道	牛馬道	伊參村		同 名久田村		同 利根郡片品村		同 池山川村		同 古馬牧村		同 久呂保村		山田郡福岡村
			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
計	車馬道	牛馬道	八〇四	五五六	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	四、二〇〇	三、九八八	三、九八八	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	六、四〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇
			四、二〇〇	二、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、五〇〇

町村營林道に對する設計監督は縣之を施行し、其の費用を負擔せり、此の縣負擔額に對し其の二分の一は國庫助成金を交付せられたり。

三、炭窯構築助成事業

多年に渉る經濟界の不況に禍せられ農山村に對する各種匡救施設の必要を認めらるゝに方り、政府は製炭従業者の苦境緩和、救済の一助として多年引續き製炭の現業に従事し、且新に炭窯を構築せる者に對し其の構築費の一部を助成することとなりたるを以て本縣亦之に順應し木炭検査員をして之が調査を行はしめ以て助成の主旨普及徹底に努めしめたり、其の成績左の如し。

炭窯構築助成々績

年 度	類 別	改 良		在 來		計	
		窯 數	構築費	窯 數	構築費	窯 數	構築費
昭 和 七 年	白	(基) 四六九	二、一九四	九三	二、六一四	(基) 五六一	二、八〇八
	黒	二九一	七、三〇六	二、三四七	四、八四六	二、六三八	一二、一五三
八 年	白	五七六	一八、二四五	七四	二、〇一八	六五〇	二〇、二六三
	黒	六七九	一八、八七七	一、二五五	三、一六三	一、九三四	二〇、〇三六
計	白	一、〇四五	三、〇四七	一、六六六	四、六三三	二、七一三	三、五、〇六九
	黒	九七〇	二六、一一三	二、〇〇〇	六、六〇〇	四、五七三	二二、七一九
合 計	白	一、〇四五	三、〇四七	一、六六六	四、六三三	二、七一三	三、五、〇六九
	黒	九七〇	二六、一一三	二、〇〇〇	六、六〇〇	四、五七三	二二、七一九

第九、林業 團體

一、群馬縣山林會

群馬縣山林會は元群馬山林會と稱し、明治四十年度の創設にして會務年と共に隆昌を加へ大正八年八月二十九日組織を變更して社團法人となし、同時に名稱を群馬縣山林會と改め、林業並林産業各般の事項に互り内に在りては會員の指導誘掖に努め、外に對しては縣下當業者を代表し以て本會の使命達成に邁進しつゝ在り。

而して設立當時は會員僅に六百名なりしが、昭和八年末現在に於ける會員は名譽會員百拾壹名、特別會員五百拾七名、通常會員四百五名、計千五拾參名を有し日を逐ふて増加の趨勢にあり、試みに現時に於ける主要施設を概説せむに左の如し。

- (イ) 記念林の經營 聖上陛下 御即位の御大典を永遠に記念せむが爲、昭和四年五月多野郡中里村に實測面積拾壹町壹反八畝歩の記念林を設置し杉、扁柏、赤松、樺等の新植補植を行ふと共に撫育管理に努めつゝあり。
- (ロ) 樹苗圃の經營 昭和三年四月より群馬郡金島村に樹苗圃を設置し杉、扁柏、赤松、樺等の造林用苗木を養成し更に最近に於ては菓子胡桃、栗、桐等主として閑地利用を目的とせる苗木の養成を行ひ之を會員其の他に實費を以て頒布し以て造林事業並閑地利用の促進に資しつゝあり。
- (ハ) 試験地の經營 昭和七年度より赤城、榛名の兩縣有林内の一部を借地して山葵栽培の試験を行ひ、又同年度より碓氷郡烏淵村、群馬郡伊香保町及勢多郡富士見村に於て椎茸栽培試験を行ひ、今又榎茸、藥草の栽培試験を行ふ豫定にあり。
- (ニ) 經濟更生指導 經濟更生計畫の樹立實行に關し農林省及縣の方針に基き關係者並關係機關と聯絡協調し之が指導に努めつゝあり。
- (ホ) 講習、講話實地指導 林業に關する適切なる智識の普及を圖るは林業振興上最も必要なるを以て縣の施設に順應し講習、講話會を開催し又は技術員を派遣して林道の設計、施業案の編成、間伐、成林撫育、林地測量其の他一般林業に對する實地指導を行ひつゝあり。
- (ヘ) 會報の發行 會及會員との聯絡を圖り併て林業思想の鼓吹に資せむが爲、機關雜誌「上毛之林業」を年三回、毎回概ね千三百部を發行し試験研究事項は勿論、林業林政に關する各般の事項を掲載し之を會員及關係者に配付しつゝあり。

二、森林組合並同聯合會

(一) 森林組合

合同企業に依りて林業經營を合理化し併て國土保安の目的を達成せむが爲、設立せられたる森林組合は、明治四十一年全國に於て最初の組合たる榛名山保護土木森林組合の設立を始とし、其の後漸次設立せられ昭和七年度末現在の組合數五十五に達せ

り、其の概況左の如し。

森林組合概観

名 稱	事務所所在地	設立年月	地區面積	組合員數	國庫獎勵金	借入資金額	施業案編成年月
澤入施業	勢多郡東村大字澤入	明治四五、四實測	九九九	三四	四五〇	—	大正二、五
小中山施業	同郡同村大字小中	四五、七	二、三四八	五六	一一七四、〇	三〇、五〇〇	—、一一
座間施業	同郡同村大字座間	大正三、二	八九〇	三五	四四四、五	二二、五〇〇	三、一一
敷島施業	同郡敷島村大字津久田	二、九	三二六	一五	一三〇、〇	三、〇〇〇	昭和三、一二
上田澤施業	同郡黒保根村大字上田澤	六、二	一八八	七五	七四、〇	—	六、一二
榛名山保護土工	群馬郡室田町大字榛名山	明治四一、一〇見込	二六〇	九六	—	一、〇〇〇	—
大野施業	同郡 澁川町	四五、七實測	三六九	七〇五	—	—	大正七、九
上野原施業	同郡明治村大字下野田	大正三、四	七九	一、四七二	三九、〇	三〇〇	七、九
大平施業	同郡桃井村大字新井	一〇、一〇	一一四	七二九	六一、〇	—	一一、五
桃井土工	同郡同村大字山子田	昭和四、八見込	四五〇	三五〇	—	五、二〇〇	—
共榮保護土工	同郡室田町大字下室田	三、五見込	一、〇〇〇	一八八	—	一五、六六〇	—
村上施業	同郡小野上村大字村上	四、一實測	三三八	一八六	一三五、〇	—	昭和五、一二
小野子土工	同郡同村大字小野子	七、二見込	二〇〇	三九	—	—	—
二子山施業	多野郡中里村大字魚尾	大正一四、四實測	一〇〇	二三	五〇、〇	—	大正一四、五
淨法寺土工	同郡鬼石町大字淨法寺	昭和二、四見込	一八〇	七六	二一、〇	一、四〇〇	—

新羽施業	同郡上野村大字新羽	六、一	一見込	五三	二三	二一〇	五〇〇	六、一二
青梨保護土工	同郡万場町大字青梨	六、一	一見込	一五〇	六〇	二一〇	四、二〇〇	六、一
野栗澤土工	同郡上野村大字野栗澤	六、三	一見込	一五〇〇	三七	二〇〇	四、二〇〇	六、一
坂牧施業	碓氷郡坂本町大字北野牧	大正四、三	實測	四四七	一七	二〇〇	四、二〇〇	大正四、四
横川施業	同郡白井町大字横川	一三、一一	一〇九	一〇九	五六	五四〇	一、七〇〇	一四、四
赤根澤施業	同郡後閑村大字上後閑	一四、四	九〇	一〇三	一四三	一〇一〇	一、七〇〇	昭和四、二
岩水施業	同郡烏淵村大字岩水	昭和二、四	一八七	一八七	九八	二一一〇	四、〇〇〇	昭和四、二
入牧土工	同郡坂本町大字入山	二、八	見込	一〇〇	一五八	一六〇〇	一六、〇〇〇	昭和四、二
秋間土工	同郡秋間村大字東上秋間	三、六	一、五〇〇	一五〇〇	四五〇	二四、五〇〇	二四、五〇〇	昭和四、二
上後閑土工	同郡後閑村大字上後閑	四、一	實測	八〇〇	一七四	八、〇〇〇	八、〇〇〇	昭和四、二
細野土工	同郡細野村大字土鹽	六、一	七〇〇	七〇〇	四〇六	二二、五〇〇	二二、五〇〇	昭和七、三
大立澤施業	同郡秋間村大字東上秋間	六、一〇	二七二	二七二	一一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	昭和七、三
三島施業	吾妻郡岩島村大字三島	明治四三、四	二三〇	二三〇	二五八	九一〇	二、〇〇〇	明治四三、四
箱島施業	同郡東村大字箱島	大正五、一	六一	六一	六五	三〇〇	二、〇〇〇	大正五、一
本宿施業	同郡高山村大字中山	一〇、九	二〇〇	二〇〇	八五	九九、五	二、〇〇〇	大正五、一
北山施業	同郡同村大字尻高	一〇、九	一九〇	一九〇	八一	九四、〇	二、〇〇〇	昭和二、五
和田原施業	同郡同村大字中山	一〇、九	二〇五	二〇五	七七	一〇二、五	一〇二、五	昭和二、五
新田施業	同郡同村大字同	一〇、九	一九三	一九三	七四	九二、五	九二、五	大正一一、二
南山施業	同郡同村大字尻高	一〇、九	一〇一	一〇一	三五	五〇、〇	一、三〇〇	一一、二

五領施業	同郡同村大字中山	一〇、九	一一七	四八	五八、〇	一一、一二
本宿原施業	同郡坂上村大字本宿	一一、八	四〇一	一一四	二〇〇	一一、二
五町田施業	同郡東村大字五町田	昭和三、一一	一一九	五一	五一、〇	昭和四、三
松谷施業	同郡岩島村大字松谷	五、四	四八	一四七	一九〇	五、一二
植栗施業	同郡太田村大字植栗	五、一一	一八四	一四七	七三、〇	五、一三
泉澤施業	同郡同村大字泉澤	六、一	一一八	六三	四七、〇	六、〇〇〇
役原施業	同郡高山村大字尻高	六、二	九三	三八	三八、〇	五、〇〇〇
厚田施業	同郡岩島村大字厚田	大正一五、八	一一五	二四一	七七、〇	四、九〇〇
藤原施業	同郡嬭懸村大字大笹	昭和七、二	二八七	四四	一一四、〇	二、四
小日向施業	利根郡水上村大字小日向	大正七、五	三一六	三四	一五八、〇	大正七、二
入須川施業	同郡新治村大字入須川	一四、一二	一四八	九二	七三、〇	一五、五
川場湯原施業	同郡川場村大字川場湯原	一五、四	一〇六	九三	五三二、〇	一五、一二
川額施業	同郡久呂保村大字川額	昭和五、五	一三三	二三四	五三〇	昭和六、三
坪川施業	同郡東村大字坪川	五、一一	四五八	一三二	一七六、〇	六、五
大原施業	同郡同村大字大原	七、二	一六七	八三	六六、〇	八、二
谷地土工	同郡川場村大字谷地	五、一二	見込	一三七	一〇三、〇	六、一〇
生越施業	同郡赤城根村大字生越	六、三	二六二	五三	一一〇	六、一〇
幡谷施業	同郡片品村大字幡谷	七、六	六四	三二	二二、〇	八、三
赤柴施業	山田郡川内村大字山田	大正三、一一	五六二	七三	二九六、五	大正四、四

山地土工	同郡梅田村大字山地	昭和六、五見込	七五〇	九五	三、六〇〇
小平施業	同郡福岡村大字小平	七、八實測	三五八	一四四	
計	五五		二一、九七五	八、四八二	五、九六八、五
					二四七、二六〇

(二) 群馬縣森林組合聯合會

縣下に於ける森林組合多數に上りたるも相互に事務、事業の連絡と統制を缺き不便、不利尠からざるを以て大正十五年二月十六日各組合を會員として群馬縣森林組合聯合會を組織し、内にありては事務に、事業に各種の施設を講じ、外に對しては各府縣森林組合と相呼應して組合の改善、發達に寄與する所大なり。

而して昭和七年度末に於ける組合員數五十一に達し逐年増加の趨勢にあり、今主要施設事項を摘記せむに左の如し。

(イ) 講習會 森林組合關係法規と事務に通曉せしむることを主眼とし、且必要なる技術をも授け組合の運用を完からしむる

目的を以て大正十五年より毎年一回三日乃至七日間を會期とし、或は中央より斯界の權威者を聘し或は本會の役職員を講師に當て講習會を開催し今や講習終了者二百三十二人に達せり。

(ロ) 組合林の施業計畫樹立及共同施設の指導監督 組合林の施業案編成及檢訂は本會之に當り、七年度末迄の編成及檢訂面積は九千餘町歩を算し案の執行に際しても指導を加へ、尙林道開設、木炭倉庫建設等の設計及實行に當りても指導監督せり。

(ハ) 補助事業 各組合に於て施行する撫育、間伐事業、林産物運搬用鐵線加設事業に對し事業費の三分の一を補助して之が施行を奨励すると共に専任書記の設置を奨励し其の給料の三分の一を補助せり。

以上三項を綜合し其の成績を示せば左の如し。

年度	講習終了者		施業案編成		施業案檢訂		林業共同施設		専任書記設置補助		特殊事業補助	
	組合數	面積	組合數	面積	組合數	面積	組合數	補助金	組合數	補助金	組合數	補助金
昭和元	三二	一、二一四	一	六一	一	六	五					
二	三一	六一二	一	三六九			七					
三	三〇	四五五	一	四五			九					
四	三九	二三〇	二	三一〇			一二					
五	四五	五一九	一	二七一			九					
六	二五	一、〇〇三	一	九九九			一八					
七	三一	五一八	二	二、四四八			七					
計	二三二	四、五五一	八	四、四五八			六七					

三、木炭同業組合並同聯合會

(一) 木炭同業組合

重要物産同業組合法に依り設立せられたる縣下六木炭同業組合は、早きは大正四年より晚きは大正十一年より夫々地區内生産木炭に對し生産検査を實施し縣下木炭業界の刷新に寄與する所頗る大なるものありたるも、去る昭和六年より木炭縣營検査の開始を見るに至りたるを以て自然組合検査を廢止し、現在に於ては主として製品の販路擴張、販賣の統制及斡旋等を行ひつゝあり、今各木炭同業組合の創設、地區及組合員數等を示せば左の如し。

名稱	地	區	組織年月日	現在組合員數
吾妻郡木炭同業組合	吾妻郡一圓		大正四年一月九日	一、三四六
利根郡木炭同業組合	利根郡一圓		大正七年三月二十六日	一、七一
多野郡木炭同業組合	多野郡上野、中里、万場、美原、三波川、鬼石、日野、美九里、各町村		大正八年六月二十一日	六二一
北甘樂郡木炭同業組合	北甘樂郡一圓		大正九年十二月八日	三三七
東毛木炭同業組合	勢多郡新里、柏川、宮城、大胡、黒保根、東、山田郡大間々、福岡、相生、各町村		大正十一年十月二日	二九六
西毛木炭同業組合	碓氷郡一圓 群馬郡室田町、倉田村		大正十一年十月二日	四九二

(二) 群馬縣木炭同業組合聯合會

縣下に於ける木炭同業組合は、各組織の時期、並經營の歴史を異にせる關係上事務、業務の統制と連絡を缺き斯業發達上不利不便の點尠しとせず、依つて各組合の通弊を除去し木炭製品の改善、産額の増加を圖り本縣産木炭の聲價を昂むる爲、聯合會設立の議起り大正十二年六月二十日設置認可を得て設立を完成し爾來其の目的の遂行に努め以て現在に及びり。

四、群馬縣林業種苗協會

本縣造林用種苗は縣内生産品のみを以てしては尙不足を告げ、他府縣よりの移入を仰ぎたる結果動もすれば氣候、風土に適應

せず造林後の成績良好ならざるものあるに着眼し、昭和四年二月種苗業者相某り本協會を設立し互に相提携して優良種苗の生産増加に努め需給の圓滑を期し以て造林事業の進展に資すると共に營業上の弊害を矯正し、會員相互の利益増進を圖ることゝなれり、而して現在五十名の會員を有し主として左記事項の遂行に努めつゝあり。

- (イ) 縣内産優良種苗の生産増加を圖ること。
- (ロ) 縣外よりの移入又は縣内産不良種苗の排除に努むること。
- (ハ) 病虫害驅除豫防を共同勵行すること。
- (ニ) 種子の共同採取及種苗の販路擴張を圖ること。

昭和九年四月十六日印刷
昭和九年四月二十一日發行

群馬縣林務課

印刷人

群馬縣前橋市北曲輪町四〇

小口 穂

印刷所

群馬縣前橋市北曲輪町四〇

上毎印刷株式會社

14.24
769

終